

柏市議会令和8年第1回定例会会議録（第10日）

令和8年3月24日（火）午後1時開議

議事日程第10号

- 日程第1 議案（第1号～第44号）
日程第2 請願
日程第3 議案（第45号～第48号）
日程第4 議案第49号
日程第5 委員会提出議案第2号
日程第6 所管に関する事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（34名）

1番	矢澤英雄君	2番	田口康博君
3番	福元愛君	4番	若狭朋広君
5番	内田博紀君	6番	永山智仁君
7番	上橋しほと君	8番	北村和之君
9番	小川百合子君	10番	村越誠君
11番	渡邊晋宏君	12番	桜田慎太郎君
13番	平野光一君	14番	武藤美津江君
15番	佐藤浩君	16番	林紗絵子君
18番	渡辺裕二君	19番	伊藤誠君
20番	小松幸子君	21番	塚本竜太郎君
22番	阿比留義顯君	23番	円谷憲人君
24番	後藤浩一郎君	25番	末永康文君
26番	渡部和子君	27番	山田一一君
28番	松本寛道君	29番	岡田智佳君
30番	中島俊君	31番	林伸司君
33番	田中晋君	34番	助川忠弘君
35番	古川隆史君	36番	坂巻重男君

欠席議員（1名）

17番 鈴木清丞君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長 太田和美君 副市長 染谷康則君

副市長	山田大輔君	上下水道事業 管理者	飯田晃一君
危機管理部長	熊井輝夫君	総務部長	鈴木実君
企画部長	小島利夫君	財政部長	中山浩二君
広報部長	稲荷田修一君	広報部理事	宮本等君
市民生活部長	永塚洋一君	健康医療部長	高橋裕之君
健康医療部理事	吉田みどり君	健康医療部理事	小倉孝之君
福祉部長	矢部裕美子君	こども部長	依田森一君
環境部長	後藤義明君	経済産業部長	込山浩良君
都市部長	坂齊豊君	都市部理事	沢吉行君
土木部長	内田勝範君	消防局長	本田鉄二君
会計管理者	荒巻幸男君	上下水道局理事	小川靖史君
〔教育委員会〕			
教育長	田牧徹君	教育総務部長	中村泰幸君
生涯学習部長	宮本さなえ君	学校教育部長	平野秀樹君
〔選挙管理委員会〕			
事務局長	関野昌幸君		
〔農業委員会〕			
事務局長	石原祐一郎君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	高橋秀明君	事務局長	田口大君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	高村光君	議事課長	木村利美君
議事課主幹	藤井淳君	議事課主査	松沢宏治君
議事課主任	野方彩加君	議事課主事	小川熙君

○

午後 1時開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入るに先立ち、去る3月2日に御逝去されました故橋口幸生さんに対し弔意を表するため、追悼演説を行います。平野光一さん。

〔13番 平野光一君登壇〕

○13番（平野光一君） 故橋口幸生議員の御逝去に際し、先輩諸兄並びに故人とゆかりの深い方々を差し置きまして、甚だ僭越ではございますが、議会運営委員会の御指名をいただきましたこと、また同期の議員の一人として、柏市議会を代表して謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

橋口さん、あなたの訃報が届いたのは、令和8年第1回定例会が開会して間もない3月3日のことでした。本日定例会の閉会を迎えるこの日に改めて橋口さんのお姿をこの議場に拝見することがかなわぬ現実に、議員一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。かねてより療

養を続けておられましたが、病と向き合いながらも常に議会の状況を気にかけておられ、一日も早い復帰に向けて準備をされていたと伺っております。そのような中での訃報に接し、深い悲しみとともに、橋口さんが議員として柏市のためにまだまだやりたいことや伝えたいお気持ちがたくさんあったのだらうと、その無念さを思うと胸が痛みます。享年62歳、あまりにも早過ぎる御逝去に御遺族の皆様の御胸中を察し申し上げますと誠に痛惜の念に堪えません。

橋口さんは、初当選以来6期23年の長きにわたり市民福祉の向上と柏市政の発展のために心血を注いでこられました。柏市政について時には意見がぶつかり合うこともありました。同期として同じときに語り合えたこと、とてもかけがえのない時間だったと改めて橋口さんの在りし日の姿に思いをはせております。東日本大震災の発災から間もない平成23年9月から約1年間あなたは副議長長の職を担われ、未曾有の災害後という困難な局面において議会として果たすべき役割を強く自覚し、執行部との連携や議員間の調整に尽力されました。また、健康福祉委員会など常任委員会の委員長や監査委員を歴任されるなど、柏市の政策推進に多大なる御尽力をいただきました。橋口さんと私は、市議会議員の同期というだけではなく、選挙になればある意味ライバルの関係でもありました。橋口さんが公明党から、私が日本共産党から2003年に初めて立候補したとき、あなたも私も豊四季台団地に住んでいました。さらに、橋口さんの娘さんと私の息子は小学校から中学校まで同級生でもありました。子供たちが高校受験のときには、入試どうだった、そうか、よかったね、喜び合いました。目を閉じれば、まだ建て替え前の古い豊四季台団地の保育園の裏にあった小さな公園で娘さんの自転車の練習に優しい笑顔に向けていた橋口さんの姿がまぶたに浮かびます。橋口さんが空手や剣道に親しみ、日頃から心身を鍛えてこられたことは、広く知られております。困難な課題にも真正面から向き合う姿勢は、まさに鍛錬に裏打ちされた精神力そのものでありました。また、時代劇をこよなく愛し、義理や人情を重んじる物語に心を寄せておられました。市民に誠実に向き合う橋口さんの政治姿勢と重なるものであったように思います。

申し上げます限りなく、惜別の情は尽きませんが、ここに御生前の御功績と御尽力に心より尊敬の念と感謝の意をささげ、御冥福をお祈り申し上げますとともに、最愛の御遺族並びに柏市の前途に限りなき御加護を賜りますようお願い申し上げます、追悼の言葉といたします。橋口幸生さん、さようなら。安らかにお眠りください。令和8年3月24日、柏市議会議員、平野光一。

○議長（坂巻重男君） 以上で追悼演説を終わります。

続いて、報告をいたします。地方自治法第180条第1項の規定による専決処分についてが報告されました。会議システム内のデータにより御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第44号の44議案を議題といたします。

議案第1号から第6号、第22号、第23号、第27号、第34号について、総務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。阿比留総務市民委員長。

〔総務市民委員会委員長 阿比留義顯君登壇〕

○総務市民委員会委員長（阿比留義顯君） 総務市民委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第34号、令和8年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。議案第34号について、委員から、マイナ救急事業について本事業により救急隊の負担軽減にもつながると考えるが、どうかとの質疑があり、当局から、救急病院の判定が即座にできること、傷病者の情報を迅速に取ることができる等のメリットがあると考えているとの答弁がありました。また、委員から、緊急防災・減災事業債についてこの事業債を活用した事業、金額はどのようになるのかとの質疑があり、当局から、令和8年度予算額で借入計上を予定しているものが総額で3億6,300万になる。内訳としては、電源車の購入の費用に充てるために借入れを行うものや近隣センターの体育室に空調設備を設置するための設計費に活用する予定で考えているとの答弁がありました。また、委員から、(仮称)柏の葉近隣センター整備について複合施設としたときに避難所として使う際のスペースが十分に確保できるのか、また柏の葉地区はポテンシャルが高いため、財政が厳しい中で民間活用も含め公共施設をどう有効活用するかという視点で検討が行われたのかとの質疑があり、当局から、防災面については防災拠点としての機能を強化する仕様を盛り込んでおり、動線の工夫や防災倉庫の確保、避難者が円滑に出入りできる仕組みなどを取り入れる予定である。民間活用については、過去にコンサルティング会社へ相談した経緯があるが、近隣センターについては施設の規模がそれほど大きくないことから、民間参入は難しいのではないかとアドバイスをされたことと答弁がありました。採決の結果、議案第34号、当委員会所管分は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。議案第27号について、委員から、退職手当の増額補正となった理由はどのようなものかとの質疑があり、当局から、今年度は本来の定年退職による支払いが少ない年度のため当初予算で大きく見込んでいなかったが、一方で60歳以上の働き方が多様化しており、現在の定年年齢である62歳まで働かず退職する職員や、フルタイムではなく短時間勤務を選ぶ職員等について当初予算の段階で正確に見込むことが難しく、結果として今回の補正予算の要求につながったとの答弁がありました。また、委員から、地理情報システム賃借について債務負担行為廃止の理由は何かとの質疑があり、当局から、当初は令和8年度から新システムに切り替える予定で債務負担行為を設定していたが、市場調査を行ったところ、柏市が想定するクラウド型サービスがまだ十分に整っていない状況だった。そのため、更新を1年見送り、現在の債務負担行為を廃止することとしたとの答弁がありました。採決の結果、議案第27号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての6議案を一括して議題といたしました。議案第1号について、委員から、連携実施の有無については件数等により判断しているのかとの質疑があり、当局から、件数や事務の効率化の効果、市民への影響の大きさなどを踏まえて判断している。児童扶養手当については市内連携であり、件数は10件程度と多くはないが、柏市に住んでいて、市から手当を受けているにもかかわらず、同じ柏市の学校に対して改めて証明書を提出しなければならないというのは市民感情として理解しにくい面があり、件数が10件程度でも実施するとい

う判断をしたものであるとの答弁がありました。

議案第2号について、委員から、これまで審議会の開催前には送付された資料の読み込み等の準備の手間も含めて、弁護士など専門性の高い委員にも報酬を月額8,000円としていたということでのいかとの質疑があり、当局から、おっしゃるとおり、事前の資料の読み込み等も含めて月額8,000円ということでの報酬額としていたとの答弁がありました。

議案第3号及び第5号について、委員から、市役所の掲示場の掲示板をわざわざ庁舎から出て坂を上って取り替えているのは無意味な作業に思う。もし廃止できるチャンスがあれば、積極的に廃止に向けて動いてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、本人に非常に不利益な情報も入っている中でインターネットで全部公開していくということでのいかとの質疑があり、当局から、国は制度として不特定多数の人が閲覧でき、検索によって容易に見つけられる形を想定しているが、プライバシー保護上の課題もあり、国でも現在検討が続いている段階である。このため、柏市としては検索エンジンで簡単にヒットする形にはしないなど一定の配慮をした仕組みを考えているとの答弁がありました。

議案第4号について、委員から、通勤に公共交通機関を利用するか車を使用するかは職員それぞれの事情による部分も大きいと思うが、基本的には職員本人の申請や事情を尊重して決めているという理解でのいかとの質疑があり、当局から、車を利用する職員の中には保育園への送迎や家族の様子を見に立ち寄る必要があるなど、車のほうが動きやすい事情を抱えている場合もある。そのため、通勤手段については市が特定の方法を促すのではなく、基本的には職員の申請に基づいて通勤手当を支給する形で対応しているとの答弁がありました。

議案第6号について、委員から、柏市内で発生した火災の中にもし感震ブレーカーを設置していれば火災に至らなかった可能性がある事案はどの程度あるのかとの質疑があり、当局から、感震ブレーカーの補助事業は令和2年から実施しており、消防局が補助しているのは震度5強程度で作動する簡易型で、地震時の通電火災を防ぐ目的のものである。令和2年以降柏市内ではそれほど大きな地震が発生していないため、感震ブレーカーが作動して火災を防いだという事例は確認されておらず、正確な数字ではないが、実質的にはゼロ件ではないかという認識であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第2号、第4号、第6号は全会一致で、議案第1号、第3号、第5号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、「指定管理者の指定について」の一部変更について（運動場、プール及び体育館）、議案第23号、包括外部監査契約の締結についての2議案を一括して議題といたしました。議案第22号について、委員から、大津ヶ丘の幼児プールについては近年どれぐらい使用されているのかとの質疑があり、当局から、令和7年度は847名、令和6年が757名、おおむね700名から800名ぐらいの推移になっているとの答弁がありました。

議案第23号について、委員から、今回は推薦があったのは税理士会だけで、引き受ける人が少ないのではないかと感じている。こうした状況をどう考えているのかとの質疑があり、当局から、包括外部監査は法律で毎年実施が義務づけられているため、人材確保は重要な課題と認識している。他自治体では公募を行っている例もあり、柏市でも現在専門団体からの推薦と県内在住という条件で運用しているが、今後は選定方法の在り方についても検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第22号及び第23号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決

しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第7号から第11号、第20号、第27号から第29号、第31号、第34号、第35号、第37号、第38号、第41号、第42号について、健康福祉委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。塚本健康福祉委員長。

〔健康福祉委員会委員長 塚本竜太郎君登壇〕

○健康福祉委員会委員長（塚本竜太郎君） 健康福祉委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第34号、令和8年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について、議案第35号、令和8年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第37号、令和8年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について、議案第38号、令和8年度柏市介護保険事業特別会計予算について、議案第41号、令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第42号、令和8年度柏市病院事業会計予算についての6議案を一括して議題といたしました。議案第34号について、委員から、在宅医療と多職種連携の仕組みについて次年度の取組と課題はとの質疑があり、当局から、顔の見える関係会議をはじめとした連携推進事業や情報共有システムの運用、市民向けの周知の取組に引き続き努めていく。課題としては、人材や事業者が入れ替わる中でのノウハウの承継や新規施設との連携、働き方改革による多職種連携事業への参加の難しさなど様々な意見をいただいている。引き続き多職種の皆様と連携しながら環境整備に努めていくとの答弁がありました。また、委員から、福祉人材確保対策事業について予算が減額している理由はとの質疑があり、当局から、介護職員の処遇改善加算についてこれまでケアマネジャーは対象外であったことから、市が補助金を交付していた。制度改正により令和8年6月からケアマネジャーも処遇改善加算の対象となることから、補助金の予算は改正前の4月、5月分のみ見込んでいたとの答弁がありました。

議案第35号及び議案第41号について、委員から、人間ドック、脳ドックの受診費用の助成について後期高齢者医療制度では1万円、国民健康保険は1万5,000円と下がる理由はとの質疑があり、当局から、75歳以上の健康診査については千葉県後期高齢者医療広域連合の受託事業として1万円という形になっているとの答弁がありました。

議案第42号について、委員から、新病院については基本設計の段階で様々な条件を設定しているが、実施設計の場面では市からの要望などは上げられているかとの質疑があり、当局から、基本設計で拡充するとした内容については必ず盛り込めるように病院関係者も含めて調整をしている。ただ、工事費用の抑制も絶対的な条件になっているため、どこまでできるかの調整となるとの答弁がありました。

議案第37号及び第38号については質疑がなく、採決の結果、議案第37号及び第42号は全会一致で、議案第34号、当委員会所管分、第35号、第38号及び第41号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第28号、令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第29号、令和7年度柏市介

護保険事業特別会計補正予算について、議案第31号、令和7年度柏市病院事業会計補正予算についての4議案を一括して議題といたしました。議案第27号については、委員から、老人福祉施設等の基盤整備事業について公募に手挙げする事業者がなかった理由は何かとの質疑があり、当局から、施設整備に伴う建設費の高騰が事業者にとって大きな負担となっていると考えられる。また、物価上昇による事業採算上の課題や介護人材確保の難しさもあり、手が挙がりにくい状況にあると推察されるとの答弁がありました。

議案第28号、第29号及び第31号については質疑がなく、採決の結果、議案第27号、当委員会所管分、第28号、第29号及び第31号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたしました。議案第7号について、委員から、今まで統計調査員は当該条例には含まれていなかったのかとの質疑があり、当局から、これまでは条例の別表におけるその他の部分に含まれていたが、今回国から示された金額が増額されたことを踏まえ新たに統計調査員の項目を設け、その報酬額を定めるものであるとの答弁がありました。

議案第8号について、委員から、健康増進に関する審議事項を健康福祉審議会に移行する理由はとの質疑があり、当局から、組織改編により健康増進を所管する健康増進課が保健所から健康医療部に移管されたためであるとの答弁がありました。

議案第9号について、委員から、有料化についてはどのような協議が行われたのかとの質疑があり、当局から、柏寿荘の改修工事のためのワークショップを実施し、併せてアンケートも行った。また、地元町会、老人福祉センターの利用者、通いの場の利用者を対象としたアンケートも行った。その結果、いずれの調査においても7割の方から有料化に賛成との意見をいただいたとの答弁がありました。また、委員から、市内在住の方と市外在住の方の料金差についてはどのように設定したのかとの質疑があり、当局から、受益者負担の基準に基づき基準となる市内の金額をまず設定している。市外との差については基本的に3倍としているが、柏寿荘の入浴料に関しては3倍とすると600円となり、千葉県内の銭湯料金500円を上回る。こうした点も踏まえ、税を負担していない市外の方が利用するというのも鑑みながら、妥当と思われる額を設定したとの答弁がありました。

議案第10号について、委員から、賦課徴収される子ども・子育て支援金は市のどの事業に用いられるのかとの質疑があり、当局から、こども家庭庁からは児童手当の拡充や育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除などの事業に充てることが例として示されているとの答弁がありました。

議案第11号について、委員から、税制改正に伴う介護保険条例の改正であるが、従前どおりとしないのはなぜかとの質疑があり、当局から、今回の税制改正はいわゆる103万の壁の解消のため給与所得控除額の引上げを行うものと認識している。一方で、この税制改正の影響により収入が変わっていない方の保険料段階が下がる場合がある。介護保険料で徴収すべき金額が不足することを避けるため、全国的な通知に基づき改正を行うとの答弁がありました。

採決の結果、議案第7号及び第8号は全会一致で、議案第9号から第11号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、工事の請負契約の締結（老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事））についてを議題といたしました。委員から、当初工事中の講座室利用はできないという話であったが、利用ができるということになった。利用が難しい理由の一つが安全対策ということであったが、きちんと解消されているのかとの質疑があり、当局から、工事現場の対象の建物の道を挟んだ向こう側にサークル利用の講座室があるため、十分安全配慮をしなければならないという危機感は強くある。工事業者と綿密にスケジュールを確認しながら利用者の方々と話をしつつ、どういった条件であれば安全に利用できるかルールを一緒に理解して、共有して進めていかなければならないため、慎重にやっていかなければならないという認識があるとの答弁がありました。また、委員から、大浴場のお湯は北部クリーンセンターのほうから持ってくるのかとの質疑があり、当局から、北部クリーンセンターも大規模な改修工事をやっているが、その中でもお湯を確実に提供していただける形で進めているとの答弁がありました。採決の結果、議案第20号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第12号から第15号、第21号、第24号、第27号、第34号、第40号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

〔教育子供委員会委員長 小松幸子君登壇〕

○教育子供委員会委員長（小松幸子君） 教育子供委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第34号、令和8年度柏市一般会計予算当委員会所管分について、議案第40号、令和8年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算についての2議案を一括して議題といたしました。議案第34号について、委員から、生徒指導推進事業についてスクールローヤーはどのような配置をしているのかとの質疑があり、当局から、週1回勤務をしており、相談等があれば連絡をしたり、各学校に来ていただくことになっているとの答弁がありました。また、委員から、校内フリースクールの整備について児童生徒が不登校になる要因を教育委員会はどのように分析しているのかとの質疑があり、当局から、調査を実施しており、本人、学校、家庭と3つの要因が複雑に絡み合って起こるものという調査報告になっているとの答弁がありました。また、委員から、一度確保した予算について事業終了後においてもある程度予算規模を確保しながら力を入れるべき別事業を検討するといったようなことはしたかとの質疑があり、当局から、経常的経費であればある程度その枠の中で抑えつつも、老朽化した施設の更新等、臨時的な事業もあるため今後しっかりと計画を立てつつ、予算確保していきたいとの答弁がありました。また、委員から、生徒指導推進事業についていじめ重大事態調査アドバイザー報酬が少額に感じるが、対応はどのようなものかとの質疑があり、当局から、事業により学校主体での対応となったり、第三者委員会を立ち上げる場合などがあるとの答弁がありました。

議案第40号については質疑なく、採決の結果、議案第40号は全会一致で、議案第34号、当委

員会所管分は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、学校給食献立作成システム利用料についてどのような内容のシステムなのか、また債務負担行為の廃止による次年度以降の影響は何かとの質疑があり、当局から、献立の作成や食数の管理、発注業務、保護者へ渡す献立表の作成ができるシステムである。また、債務負担行為の廃止については、当初はハード面とソフト面を一緒に構築しようと考えていたが、財政部との協議の中でソフト面のみで済むというところで単年度契約となったためであるとの答弁がありました。採決の結果、議案第27号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、柏市特定乳児等通園支援事業運営基準条例の制定についての4議案を一括して議題といたしました。議案第12号、第14号及び第15号について、委員から、保育園の受入れ態勢や施設の環境が整っていない状況が続いていくが、行政として国の補助の話や見通しは現場と話をしているのかとの質疑があり、当局から、面積基準のほうは何とかクリアできるが、人員配置がネックとなっている。令和7年度の事業に関しては単価分しか補助が出ず、各園が応募しにくい状況であったが、少しずつ国もインセンティブをつけたりと変わってきているため、市としても国の状況を見極めながら対応していきたいとの答弁がありました。また、委員から、保育士が集まらず、環境も整っていない、状況の質の低下した中では事件や事故が起こる可能性があるため、子供の安心、安全を考えたら事業を進めるべきではないとの意見がありました。

議案第13号について、委員から、アフタースクール事業を利用したい方はフルタイムではない保護者や必要などきだけ子供の居場所を求めている家庭が多いと考えている。そうした家庭のニーズに料金体系が合っているのか非常に疑問なところであり、また学童はもともと保育だったことから保育の質も運営面で担保していかなければならないが、現状では難しいと考えているとの意見がありました。

議案第12号から第15号について、委員から、いずれの議案も子供たちの居場所や子育て支援ということであるが、片一方の目線だけで考えるのでは制度がなかなか育っていかないと感じているため、両面のバランスや目的、結果を意識して事業に当たってもらいたいが、どうかとの質疑があり、当局から、子供たちのためでも子育て支援のためでもある事業であることから、委員発言のとおりバランスを見ながら運営していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、議案第12号から第15号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、工事の請負契約の締結について（柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事）、議案第24号、財産の処分について（GIGAスクール用タブレット端末機器等）の2議案を一括して議題といたしました。議案第21号について、委員から、国からの交付金については社会事情や世界情勢に影響を受け、交付額の制限等により交付金を活用したにもかかわらず、市の負担が増えてしまう可能性もあるため、国の動向や制度を注意深く確認していく視点が必要だと思うが、どうかとの質疑があり、当局から、現在国の示している補助の単価と

実際の工事の単価は大きく乖離がある状態は市としても把握しているところである。柏市の財政負担が少しでも軽減できるような新たな補助制度であったり、そういったものを日々研究していきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第24号について、委員から、売却以外の方法は検討したのかとの質疑があり、当局から、売却をせずに処分することや庁内での再利用を検討した。希望があった分を配付した上で売値がついたため、売却することとしたとの答弁がありました。

採決の結果、議案第21号及び第24号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第16号から第19号、第25号から第27号、第30号、第32号から第34号、第36号、第39号、第43号、第44号について、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

〔建設経済環境委員会委員長 福元 愛君登壇〕

○建設経済環境委員会委員長（福元 愛君） 建設経済環境委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第1区分、議案第34号、令和8年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について、議案第36号、令和8年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について、議案第39号、令和8年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について、議案第43号、令和8年度柏市水道事業会計予算について、議案第44号、令和8年度柏市下水道事業会計予算についての5議案を一括して議題といたしました。議案第34号について、委員から、道の駅しょうなん利益還元金について道の駅の売上げが上がっている中で減少している理由は何かとの質疑があり、当局から、利益還元金については修繕工事などが発生した場合には指定管理者と協議を行い、年度ごとに金額が変動する仕組みであるとの答弁がありました。また、委員から、公共用水域の水質常時監視について金山落のP F A S汚染については下総基地の地下水が原因の一つではないかとの見方が強いが、今回の予算の中で下総基地への立入調査を実施する予定はあるのかとの質疑があり、当局から、原因者は現時点で不明であり、調査を継続している。有識者からは、原因特定にはさらなる調査が必要との指摘を受けている。今後は柏市と鎌ヶ谷市の調査結果を関係自治体と共有し、有識者の意見を踏まえて方針を検討していくとの答弁がありました。また、委員から、居心地のよい公園プロジェクトにおいてトイレの清掃も重要である。以前本会議で柏市の公園トイレの清掃が松戸市に比べて頻度が少ないといった指摘もあったが、清掃委託内容については見直しているのかとの質疑があり、当局から、トイレ清掃についてはこれまで週2、3回の通常清掃で対応してきたが、汚れを根本的に解消するのが難しいという課題がある。そのため、今年度は通常とは異なる特殊清掃のような方法を試行的に実施し、より効果的に清潔な状態を保つことを検討しているとの答弁がありました。また、委員から、住宅政策についてこれまで市は市営住宅の新規建設ではなく、民間賃貸住宅の活用や家賃補助の検討を基本としてきたが、新年度予算では具体的に何を実施しようとしているのかとの質疑があり、当局から、今後老朽化により廃止となる団地については民間住宅の借

り上げや家賃補助などを代替措置として検討している。ただし、URとの協議なども進めているものの、実現には課題もあり、今後も引き続き検討していくとの答弁がありました。また、委員から、あけぼの山周辺地域振興事業についてあけぼの山公園は全体として回遊性に課題があると感じている。公園全体の広がりが生かされていないのではないかとの質疑があり、当局から、回遊性の課題は認識しており、あけぼの山周辺地域将来構想の中でも動線や駐車場配置などと併せて検討課題となっている。今後は、案内の工夫も含めて無駄のない動線づくりを検討するとともに、公園全体として魅力的に滞在できる環境づくりを進めていきたいとの答弁がありました。また、委員から、新産業支援事業について千葉県が大規模な補助制度を設けている中で柏市の補助金は規模も小さく、企業誘致の最終的な決め手になるのか、実際に現時点で実績がない状況も踏まえ、どのような効果を見込んでいるのかとの質疑があり、当局から、企業側は補助金だけでなく、まちの魅力や事業環境、人材確保のしやすさなどを総合的に判断して企業立地を決めているものと推測する。企業誘致については、全庁的に連携して取り組んでいく必要があると考えているとの答弁がありました。

議案第43号について、委員から、現在給水停止をしている第一水源地を復活させることは困難なのかとの質疑があり、当局から、井戸水をろ過するために第一水源地の水を第三水源地へ送るには大規模な造成が必要となる。また、第一水源地の水には鉄分やマンガンが多く含まれており、浄化処理にも多額の費用がかかるため、困難であると考えているとの答弁がありました。

議案第44号について、委員から、包括的予防保全型維持管理業務委託について設定された目標値と各年度の結果については公開されているかとの質疑があり、当局から、アウトカム目標値は公表しているが、毎年の結果については公表はしていなかったと認識しているため、今後検討していきたいとの答弁がありました。また、委員から、マンホールトイレについて令和8年度で整備完了とされているが、そもそも下水道が未整備のためにマンホールトイレを設置できない小中学校が市内にあるのかとの質疑があり、当局から、避難所に指定されている小中学校63校のうち公共下水道区域の43校について設置を行う予定であるが、下水道が整備されておらず、マンホールトイレを設置できない小中学校については、その他の方式を活用してトイレの基数を確保する計画であるとの答弁がありました。

議案第36号及び第39号については質疑なく、採決の結果、議案第36号、第39号、第43号、第44号は全会一致で、議案第34号、当委員会所管分は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第30号、令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について、議案第32号、令和7年度柏市水道事業会計補正予算について、議案第33号、令和7年度柏市下水道事業会計補正予算についての4議案を一括して議題といたしました。議案第27号について、委員から、柏駅周辺街路整備事業について未整備となっている箇所について用地交渉が難航している理由として路線価による評価額では地権者の理解が得られていないことが要因なのかとの質疑があり、当局から、補償費の算定基準に対して理解が得られていないことが要因で交渉が長期化している状況であることから、減額するものであるとの答弁がありました。

議案第30号、第32号、第33号については質疑なく、採決の結果、議案第27号、議案第30号、議案第32号、第33号については全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、柏市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、柏市建築物における駐車施設附置条例の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して議題といたしました。議案第16号について、委員から、機械化により駐輪場業務の人員が削減されると聞いており、シルバー人材センターを通じた雇用が約60名分減ると聞いている。一部は指定管理者に直接雇用されるという話もあるが、職を失う方にも何も手当ををしなかったのかとの質疑があり、当局から、令和7年3月時点で柏駅周辺13か所の市営駐輪場で従事している方は57名であり、うち18名の方を指定管理者が直接雇用すると聞いている。シルバー人材センターには指定管理者とは別に市の直営事業でも業務を依頼しており、事前に調整しながら仕事を依頼している。また、同センターには駐輪場以外の業務もあるため、継続されなかった人についても別の業務で働く機会はあると考えているとの答弁がありました。また、委員から、指定管理者から人員削減の提案があった際に、雇用の確保や継続を市として求めなかったのかとの質疑があり、当局から、指定管理者の審査において高齢者雇用については提案があり、人数は減るものの、雇用を確保することについては確認している。また、支払い方法の多様化などにより従来の運用では市民ニーズへの対応が難しくなっており、高齢者雇用にも配慮した提案であることも踏まえ、指定管理者として選定したとの答弁がありました。また、委員から、自動精算機の導入によるシステム化が行われるが、それに伴って想定されるリスクについて事前に洗い出しを行っているのかとの質疑があり、当局から、自動精算機は既に11か所の駐輪場で導入実績があり、これまでに発生した機械トラブルの内容は把握しており、それらを踏まえた対策も講じている。また、トラブル発生時には24時間対応のコールセンターで対応する体制を整えているとの答弁がありました。

議案第17号について、委員から、議案説明会の時点では指定品目やコスト指標の公表方法について幾つか予測の話が出ていたが、その後新たに具体的な内容や方針が決まったのかとの質疑があり、当局から、国や農林水産省の通知などは確認しているが、現時点では新たな具体的情報は出ていない。ただし、委員会資料などではコスト指標の試算例としてタマネギなどが示されており、少しずつ方向性は見え始めている状況であるとの答弁がありました。

議案第18号について、委員から、高柳よりさらに古い4か所の市営住宅、改良住宅については老朽化により住民には大きな不便を強いているのではないのかとの質疑があり、当局から、建物は老朽化しているが、必要な修繕は行っており、すぐに住めなくなる状況ではない。法定耐用年数の70年が近づいた段階で今後の対応を相談していく考えであるとの答弁がありました。

議案第19号について、委員から、駐車場法施行令が令和8年4月に施行されるとのことだが、手引の公表が令和8年度中となっている。国はどのようなスケジュールで動いているのかとの質疑があり、当局から、国土交通省では令和4年度から検討を進め、検討会を経て、法改正を実施した。特に超高層の共同住宅では荷さばき駐車場の必要性があるため、地方公共団体が必要に応じて条例改正できるようにしている。現在は地域の実情に応じた調査手法の検討を進めている段階であり、来年度中に手引が公表された後、柏市でも調査を行いたいと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第17号から第19号は全会一致で、議案第16号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、市道路線の認定について、議案第26号、市道路線の廃止についての2議案を一括して議題といたしました。議案第25号について、委員から、31191号線から31193号線について道路認定の議案として提案されている段階の整備状況にないように見えるが、この段階で提案される理由はとの質疑があり、当局から、3路線はあけぼの山農業公園への渋滞緩和のための新たなアクセス道路であり、整備費用に国の交付金を活用する条件としてあらかじめ路線認定が必要なため、今回上程しているとの答弁がありました。

議案第26号について質疑はなく、採決の結果、議案第25号及び第26号は全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） 採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在席しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

○議長（坂巻重男君） まず、第1区分の議案第2号、第4号、第6号から第8号、第17号から第24号、第27号から第33号、第36号、第37号、第39号、第40号、第42号から第44号を一括して採決いたします。

本27議案に対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第2区分の議案第25号、第26号を一括して採決いたします。

本2議案に対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成32人、反対1人、よって各議案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 議案第1号、第3号、第5号、第9号から第16号、第34号、第35号、第38号、第41号について、討論の通告があります。

討論に入るに当たり、議長からお願いいたします。討論については、先例により1人10分以内となっております。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時58分休憩

○

午後 2時 8分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を始めます。

順次発言を許します。

議案第1号について反対討論、渡部和子さん。

〔26番 渡部和子君登壇〕

○26番（渡部和子君） 日本共産党の渡部和子です。会派を代表して、ただいま議題となりました議案第1号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論を行います。

私ども日本共産党は、マイナンバー制度に反対の立場です。マイナンバー制度によって個人情報が集積され、市民にとっての利便性や行政事務の効率性以上に民間事業者により個人情報が利活用されることや個人情報流出などにより憲法の人権保障やプライバシー権を侵害する危険性を常にはらんでいるからです。今回の条例改正は、標準システム化対応の宛名管理の連携変更、児童扶養手当情報の庁内連携であっても利用の拡大を図る条例改正には賛成できません。そもそもマイナンバー制度は財界が強力に推進し、2015年10月から住民票を持つ全員への通知が始まり、実際の利用は2016年1月1日から開始されました。その後2021年にマイナンバーカードの普及、利活用、行政手続のオンライン化、マイナポータルの実装、ガバメントクラウドの導入など、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁が発足しました。この間のマイナンバーカード関連に費やした予算は、約3兆円とされています。デジタル庁の予算は、2021年度から26年度当初予算の合計で約2兆2,442億円です。ちなみに、2026年度予算は5,198億円です。なぜこれほどまでの予算を使って制度を拡大していくのか。その真の狙いは、国による資産、情報管理、預貯金口座とのひもづけにより政府が国民の所得や資産を細部まで把握し、徴収強化や社会保障費の削減に利用する、そして国、自治体が保有する膨大な個人情報を企業に開放し、もうけの種として企業の利益につなげるためです。そのために国内全ての自治体を政府のつくった標準システムに移行させる必要があります。国は当初移行期間を2025年3月末としていましたが、実際には40%ほどしか移行はできておらず、さらに5年間延長しました。これまでの移行経費は国全体で7,742億円、25年度補正で700億円の国庫補助が新設されました。国会での審議や地方自治体からの声として、標準システム運用経費の増大、自治体の独自性が確保できるのか、職員の負担軽減ではなく、むしろシステム移行が現場の職員に過度な負担になっているのではないか、このような議論がなされています。柏市は3月末に移行予定と聞いていますが、恐らく担当職員の皆さんの相当な負担があったのではないかと推察します。システム移行に伴う費用、運用経費等、自治体にとっては新たな負担増が懸念されます。必要経費は全て国が措置すべきであり、国に対して言うべきことは述べていただきたいと思います。国

が主導するデジタル化の推進が地方自治体の自主性や財政を圧迫する、市民にとってもプライバシーが侵害されるおそれがあるマイナンバーとそれに伴う条例改正には賛成できません。以上、討論とします。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第3号、第5号について反対討論、松本寛道さん。

〔28番 松本寛道君登壇〕

○28番（松本寛道君） 議案第3号、第5号は、公示送達の方法として掲示場に掲示していたものをインターネット上で掲示しようとするものです。現在督促状や不利益処分等の聴聞の通知などは、郵送で相手方に届けられます。その際、相手方の所在が不明な場合に送ったものが市役所に戻ってきてしまいます。そこで、処分を次の段階に進めるように掲示場に2週間掲示して、市役所側が送付したことを確定させます。この掲示場は、国道16号線付近に設置されています。ほとんどの市民は、この掲示場を一度も見たことがありません。通知を受けるはずの相手方もそもそも通知が送られていることすら知らないため、掲示場に見に来ることはありません。掲示場には常時100枚以上は掲示されていますが、その多くは一文字も見えません。一文字も見えない状態ですが、2週間経過して公示送達を完了させることで、次の手続に移行できます。このように相手方が見に来るはずもなく、一文字も見えない状態で掲示しています。つまり誰も見ないということが前提になっています。

さて、今回の議案第3号、第5号は、この掲示場で掲示していたものをインターネット上で掲示しようとするものです。誰も見なかったものが誰でもが見られる状態になります。これは、個人情報保護の観点で大きな問題があります。市税滞納の督促状や不利益処分などは、他人に知られたくない情報です。インターネット上で公開したところで、そもそも郵送されてきたことを知らない相手方が柏市のホームページ内の掲示をわざわざ見に来ることは考えにくいことです。インターネット上で公開したところで相手方には伝わりません。では、誰が見るかということです。ヤミ金業者や興味本位の人やデータベースをつくらうとしている人たちです。全国の自治体のホームページにアクセスし、2週間で消える情報をAIを活用して常に収集し、不利益処分を受けた人のデータベースを作成することができます。こうした情報が悪用されることは、大変可能性の高いことです。市税の最後の支払いを忘れたまま引越した方は、住宅ローンを組もうとしたときに金融機関の審査でローンを組めないということにもなりかねません。金融機関側も不可の理由は開示しないため、本人は思い当たるところがないまま住宅を購入できないこととなります。伝えたい人には伝わらず、見てもらいたくない人には見られるというのが今回の条例改正で起きることです。現代的な言い方では、さらすということです。非常に危険です。インターネット上に個人情報を掲載し、未来にわたりデータベース上に残り続けるようにすることは、あまりにもやり過ぎです。誰も見ないことが前提の公示送達をインターネット上で公開するのは大変危険です。現在一文字も見えない状態で掲示していますが、問題なく行政は動いています。公示送達の本質は、送達を確定させて、次の処分へ移ることをできるようにすることです。決してさらすことを目的にしているわけではありません。柏市議会では、度々個人情報保護が議論されていますが、議会として個人情報保護に対する認識が問われています。議案第3号、第5号は不利益な個人情報をインターネット上で公開しようとする危険なものであり、反対すべきことを主張します。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第9号から第11号、第34号、第35号、第38号、第41号について反対討論、武藤美津江さん。

〔14番 武藤美津江君登壇〕

○14番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。会派を代表して、議案第9号、柏市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、柏市介護保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第34号、令和8年度一般会計予算について、議案第35号、令和8年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第38号、令和8年度柏市介護保険事業特別会計予算について、議案第41号、令和8年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について反対の立場から討論します。

まず、議案第34号、令和8年度一般会計予算についてです。新年度予算は1,912億2,400万円で、前年度比6.5%増です。過去最大の規模になりました。市税は納付義務者は7,000人も増えましたが、その8割は所得200万円以下の人です。物価高で市民の消費税負担が増え、地方消費税交付金は117億円を超えています。これらの増収分を何に使うか、柏市の姿勢が問われます。基金の総額は2026年度末で336億3,947万円、そのうち財政調整基金は106億円。標準財政規模の11.3%です。優先すべきは基金の積立てではなく、物価高騰に苦しむ市民の暮らしや営業を支えることであり、新年度予算における市の対策は極めて不十分と言わざるを得ません。新年度、小学校の給食費を無料にし、中学校給食の保護者負担を半額にしたことは評価できます。近隣センターのエレベーター設置、体育館への空調設備設置は評価します。エレベーターについては、年次計画を示して取り組んでください。コミュニティバス、ワニバースのシルバーチケットを柏駅から市役所、保健所ルートでも実証実験を行うことは評価します。しかし、75歳以上、免許のない方という対象を拡大すべきと考えます。ワニバースだけではなく、市内全域の路線バスなどシルバーチケット、シルバーパスの早期導入を求めます。交通空白不便地域解消に向けても積極的に力を入れていただきたい。前進面がある一方、新たな負担増を押しつけることや市民の願いが盛り込まれていない予算については賛成できません。以下、反対理由を述べます。

国民健康保険料は3年連続値上げです。3年間で2万3,000円もの負担増です。物価高で生活が苦しいとき、このような負担に市民は耐えられるでしょうか。新年度は、子ども・子育て支援分が上乘せされています。国が責任を持って子育て支援の財源を確保すべきです。後期高齢者医療保険も値上げのため反対です。介護保険は、税制改正によって非課税になる方にこれまでどおりの保険料を負担させる条例改正と特別会計には反対します。イランをめぐる情勢は、深刻さを増しています。平和都市宣言を行っている柏市として、平和の取組は極めて重要です。近隣市のような広島、長崎に子供たちを平和の大使として派遣する予算が計上されていないことは非常に残念です。こども誰でも通園制度は、他市の試行的実施検証では通常保育に悪い影響があったとの意見が多くなっています。本市では、検証結果がまとめられていません。子供たちの安全が保障されるのか心配です。アフタースクール事業は、学童保育を全児童対象の活動の場と統合するものです。学童保育が持つ独自の機能、休息や生活支援などを損なうものです。子供の最善の利益を優先する子どもの権利条約の精神から考え、見直されるべき取組です。また、本市が進める小中一貫教育、義務教育学校の設置は、学校現場の教職員の多くがその必要性を認識していません。過大規模校が子供たちの最善の利益に反することを軽視、無視して進められている柏中学校区の大規模義務教育学校については、市民や子供たちの意見を丁寧に聞き、一から検討し直すべきです。プレコンセプションケア事業では、人間関係、身体の発達、健康、性の多様性やジェンダーを学ぶ包括的性教育の基礎がないまま進めれば、妊娠や出産を

前提とした人生設計を押しつけることになりかねません。慎重な検討が必要です。次に、P F A S 汚染についてです。海上自衛隊下総航空基地の周辺の河川、地下水には発がん性など人体への有害性が指摘されているP F A Sの汚染問題が深刻です。本議会で柏市がこれまで対象である藤ヶ谷地区の住民からの聞き取りや広報を十分に行ってこなかったことが明らかになりました。それにもかかわらず、井戸水からP F A Sを取り除く浄水器などへの補助金を昨年の1,050万円から90万円へと10分の1以下に削減しようとしています。P F A S汚染に苦しむ住民に寄り添った予算とは到底言えません。また、柏市はこの地域に新たな給食センターの土地を購入し、建設をしようとしています。子供たちの健康を育む食を提供する給食センターの用地にP F A S汚染が全国的に見ても最もひどい土地をなぜわざわざ選んだのでしょうか。柏市は、その土地の土壌や地下水のP F A S汚染を科学的に調べ、対策をしようとしていません。安心、安全な給食を提供しようとする姿勢とは到底言えないのではないのでしょうか。12月議会で採択された高齢者の補聴器購入費助成の実現の予算は計上されていません。やっと請願が採択されて、高齢者の補聴器助成が実現すると喜んでいた市民がどれだけがっかりしたのでしょうか。県内で20の自治体が助成に踏み出している今、市民の願いに背くものです。新年度予算の中で、そごうの跡地購入に66億円が計上されています。柏駅周辺の開発には、相当な財政負担が予想されます。徹底した情報公開、市民の意見聴取、市民合意を大前提に進めるべきです。全国では、再開発の見直しが行われています。駅前だけではなく、柏市のどこに住んでいても便利で快適に生活できるような市内全体のバランスを考えたまちづくりが必要です。

最後に、高齢者に新たな負担を押しつけ、老人福祉法の理念である敬老の精神に反する議案第9号について述べます。議案第9号は、老人福祉センターの利用者から今まで完全無料であった利用料を一部有料にするというものです。また、60歳未満、市内の方の利用を可能にし、柏寿荘のリニューアル工事に併せて料金を令和9年の4月1日から徴収するというものです。老人福祉センターの利用者の多くは、お風呂を利用している方です。今まで無料だった南部、沼南の老人福祉センターの入浴料100円、柏寿荘が200円の有料化です。毎日お風呂に入るのを楽しみに老人福祉センターに通っていた方もいます。老人福祉法は、65歳以上の高齢者が心身ともに健康で、尊厳を維持しながら安定した生活を送れるよう社会全体で支えることを目的として設置されています。有料化は健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するという目的にも反するのではないのでしょうか。高齢者の新たな負担増には反対です。以上述べましたように、議案9号から11号、34、35、38、41号に反対して、討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第12号から第15号について反対討論、矢澤英雄さん。

〔1番 矢澤英雄君登壇〕

○1番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、議案第12号、第13号、第14号、第15号について反対の立場を明確にして討論を行います。

議案第12号、14号、15号は令和8年度の乳児等通園支援条例、こども誰でも通園制度の本格実施に伴い、法令に基づく条例の制定、改正を行うものです。日本の保育士の配置基準は諸外国と比べて低く、保育士1人が見る子供の数が多過ぎるのが現状です。そこに新たな子供が短時間、日替わりで来るとなれば、現場の負担はさらに増えます。アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず、命に関わる事故や慣れない環境に置かれる子供たちのストレスが懸念されています。先行して実施している千葉市の令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業検

証結果報告書によると、保育従事者の意見として、通常保育によい影響があったとするのは16.7%、悪い影響があったが50%という結果でした。自由記述には、初めての環境に泣く利用児童が多く、通常保育も落ち着くまで時間がかかる。利用児童の泣き声で在園児の食事や活動に支障が生じる。慣れずに泣き続ける子が多く、心身の負担が大きいなどの意見が報告されています。本市でも3園が試行的実施をしています。しかし、結果の報告はまとまっていません。このまま本格実施されれば、子供の育ちを支援するといいつながら、子供にとっては負担を強いられる状況になりかねません。こども誰でも通園制度の理念、保護者の就労状況にかかわらず全ての子供の育ちを支援するというこの理念は重要だと考えますが、そうであるならば保護者がどれだけ働いているかなどで対象を絞る保育の必要性の要件を見直して、希望する全ての子供たちに質の確保された保育を保障すべきです。現在の制度設計では、子供の安全や育ち、多様な経験が担保されるとは言えません。

議案第13号は、アフタースクール事業を全ての小学校で実施できるように柏市アフタースクール条例の一部を改正するものです。4月から20校でスタートすることになっていますが、こどもルームの指導員からは民間企業に移ること、今の準備状況で4月から予定どおり進められるのか、保護者の求めることに対応できるのかなど心配する声が届いています。それ以前にこどもルーム、学童保育は子供を預かるだけの託児所のような場所ではなく、それぞれの発達に応じた遊びをし、生活を送る場所です。そのために専門的な知識を備えた指導員が子供の意見を反映しながら遊びと生活をつくっていくのです。一方、放課後子ども教室は全児童対象の放課後の子供の居場所事業であり、活動の場所です。この2つを一体化し、これまで無料だった放課後子ども教室を有料化し、民間委託にすることには反対です。以上で議案第12号、13号、14号、15号について反対の立場を表明して、討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第13号について反対討論、若狭朋広さん。

〔4番 若狭朋広君登壇〕

○4番（若狭朋広君） 市民サイドの若狭朋広です。会派を代表して、議案第13号、柏市アフタースクール条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

議案第13号は、令和8年4月から市内小学校20校において実施されるアフタースクール事業を今後全ての小学校で実施できるようにすること、そしてそれに伴い柏市立こどもルーム条例を廃止するものです。これまでこどもルームの対象とならなかった子供たちにも居場所を広げようとする方向性は、一定評価できるものです。しかし、本議案の制度設計は、本来求められていた居場所とは大きく異なり、また学童保育としての機能や実効性の面でも重大な課題があるため、賛成することはできません。反対する理由の1点目は、議会が全会一致で採択した請願の趣旨と乖離していることです。令和5年第3回定例会において、柏市議会は無料または低額で利用できる居場所型放課後子ども教室を求める請願を全会一致で採択しました。そこでは、子供が行きたいと思ったときに行ける、必要なときだけ利用できる居場所が求められていました。実際に高柳小学校のモデル事業では登録者は324名と多い一方で、日々の利用は1日当たり約44名と一部にとどまっています。しかし、これはむしろ居場所型事業の本来の姿です。居場所とは毎日通う場所ではなく、必要なときにだけ使えるからこそ意味があります。今回の制度では月額4,000円、さらに条件によっては8,000円に加え、おやつ代も必要となります。この料金設定では、行きたいときだけ行くという利用は現実的に難しくなり、結果として利用はある程度通う家庭に限定されてしまいます。保護者が料金を支払うかどうかで利用できるかが決ま

る、つまり子供の意思よりも家庭の経済状況が優先される可能性があり、子供の主体性を第一に尊重する居場所づくりの理念と整合していないのではないのでしょうか。また、本市が参考にしたとされる板橋区の取組では、17時までの利用は無料とされ、必要なときに誰でも利用できる仕組みとなっています。同じ全児童対象としながらも、その設計思想は大きく異なっており、本市の制度は居場所というよりも通うことを前提としたサービスに近いものとなっています。これは、居場所を必要とする全ての子供に開かれた制度とは言えません。さらに、体験プログラムについては、参加希望が多い場合には定員を設ける場合があるとのことでした。多くの児童が参加できるように工夫するとの説明はありましたが、プログラムを期待して利用料を支払う家庭もある中で希望しても参加できない可能性がある点は、制度の公平性の面で課題が残ると考えられます。

反対する理由の2点目は、待機児童対策としての実効性が不明確であることです。本市は17時までのBプランと19時までのCプランを合わせた申込数が前年のこどもルーム利用者数より増えていることをもって受皿が広がっていると説明しています。しかし、BプランとCプランでは、利用ニーズが大きく異なります。どの程度の子供が17時までの利用で足りているのか、また19時まで必要としているのかについては、市として現時点で明確に把握されていません。つまりこどもルームの実際のニーズの中身を十分に分析しないまま制度設計が進められているということです。

反対する理由の3点目は、学童保育としての機能が弱まるおそれがあることです。これまでのこどもルームは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として位置づけられ、子供たちの生活の場を保障する福祉政策として運営されてきました。就労家庭の子供を対象に放課後における継続的な生活支援と安全確保を行う保育の場としての役割を担ってきたものです。一方で、今回のアフタースクール事業は、放課後子ども教室の考え方をベースとしており、全ての児童を対象とした体験活動やプログラムの提供といった側面が強い事業となっています。その結果、本来重視されるべき生活を支える福祉としての視点が相対的に弱まってしまうおそれがあります。この違いは極めて大きく、子供に対する責任の在り方や支援の質に直結する問題です。これまでのような生活の場としての継続性や安心感が十分に維持されるのか、大きな懸念があります。また、利用児童と未利用児童が学校内で混在する中での安全管理や責任の所在についても名札や見守りといった運用に委ねられており、制度として明確に整理されているとは言えません。放課後の居場所づくりは、極めて重要な取組です。だからこそ居場所機能については必要なときに誰でも利用できるよう利用料は無料、または極めて低額とすること、また就労家庭を支える学童機能については別枠で受皿を確保するなど制度設計の見直しを求めます。子供たちの放課後はやり直しが利きません。本市が今後ニーズを踏まえながら制度設計を検討していくとしている点については評価いたします。その上で本当に必要としている子供たちに届く制度となるよう今後の見直しに期待して、議案第13号への反対討論といたします。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第16号について反対討論、平野光一さん。

〔13番 平野光一君登壇〕

○13番（平野光一君） 日本共産党の平野光一です。ただいま議題となりました議案第16号、柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について会派を代表して反対の討論を行います。

本議案は、昨年度第4回定例会で本年3月1日から7年間の指定管理者が決まった柏駅周辺

13か所の市営駐輪場で一時利用において自動精算機を全面的に導入するため、自動精算機では対応できない一時利用回数券の使用可能な駐輪場から柏駅周辺13か所の駐輪場を除こうとするものです。一時利用回数券の制度は、24時間100円の回数券が11枚つづり、1,000円で購入できるサービスです。議案説明資料では、機械式に伴うサービスの向上として自動精算機での24時間支払い及び現金、キャッシュレス支払いが可能、全13駐輪場全台数において自転車の2時間無料サービスが可能になるとしています。しかし、建設経済環境委員会の質疑では、一時利用制度の利用者のうち2時間以内の利用者は10%程度だという答弁がありました。大半の利用者にはメリットにならないのです。11枚1,000円のサービスが使えなくなるため、回数券利用者の負担が1回当たり9.1円、全体で年間74万円の負担増になるとしています。逆に指定管理者にとっては人件費等の経費削減になるとしています。市営駐輪場の管理運営を民間に委託するに当たって、高齢者の雇用問題では柏市の行政と議会は共通の認識に立ってきました。共通認識というのは、市営駐輪場は地元高齢者の貴重な雇用の場であり、民間に委託する場合も地元の高齢者雇用に配慮するということです。平成16年第3回定例会での土木部長答弁、雇用対策と道路の安全対策についてお答えいたします。現在市営駐輪場は36か所ありまして、そのうち5か所を民間企業である友輪株式会社に、また残りの31か所をシルバー人材センターに管理委託しております。民間会社に管理を委託している整理員の雇用に関して友輪株式会社に採用状況を確認したところ、派遣されている20名の整理員のうち19名が柏市在住であるとのことでございます。社員募集に当たっては、地元雇用を十分考慮して採用しているということでございます。平成20年第3回定例会での土木部長答弁、指定管理者に移行した場合、機械等のコスト削減による人員整理により高齢者雇用の場が急激に減少することが予測されること等々が懸案事項として浮かび上がっております。民営化に当たっては、高齢者雇用の場の確保に配慮してまいりたいと考えています。平成21年第2回定例会での建設委員長の委員長報告、建設委員会に付託されました各議案について、その審査の経過と結果を御報告いたします。議案第6号について、委員から、今までは駐輪場の管理についてはシルバー人材センターの人たちを雇用していたが、今後はその雇用が維持されるのか、また維持されるとして指導、育成をしっかりと行ってくれるのかとの質疑があり、当局から、指定管理者を公募するに当たり地元での高齢者雇用を条件にしており、それを厳しく確認している。また、駐輪場を専門にしている業者は知識、ノウハウを有しており、指導、育成についても期待できるとの答弁がありました。市営駐輪場の民間委託と高齢者雇用については、こうしたやり取りが行われて、確認されてきたわけです。現在シルバー人材センターから市内の各市営駐輪場に派遣されて働く高齢者は約120人で、そのうち57人は本議案の柏駅周辺駐輪場です。今回この議案によって39人の雇用が失われるとされています。市営の駐輪場においてこれほどの高齢者の雇用破壊が許されていいのでしょうか。昨年の第4回定例会12月議会での予定議案番号12の議案説明資料をもう一度見てください。そこには、指定管理者候補者及び事業計画の概要が掲載されています。本市の方針等への理解と協力の部分では、市内高齢者雇用促進と生きがいづくりを約束しているではありませんか。本議案は、3か月前の本議会での約束さえほごにするような議案です。現在の指定管理者以外に応募のない1者応募の指定管理者制度では、こうした弊害が避けられません。13か所の駐輪場全体で127台の防犯カメラと1日2回の巡回で駐輪場での24時間の安全、安心は確保できるのでしょうか。働く人のいない無人の駐輪場は、市民に不安を感じさせる場所になるのではないのでしょうか。柏市の経費削減、民間企業の利益の確保、それと引換えに柏市は大事なものを失お

うとしているのではないのでしょうか。以上で議案第16号についての反対討論とします。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第34号について賛成討論、林紗絵子さん。

〔16番 林 紗絵子君登壇〕

○16番（林 紗絵子君） 市民サイドの林紗絵子です。会派を代表して、議案第34号について討論いたします。

令和8年度も柏市の予算規模は大きく膨らみました。人口増や賃金上昇により個人市民税などの市税収入は増加が見込まれていますが、物価上昇率の伸びのほうが大きく、経常収支比率の悪化につながっています。前年度に引き続き、一般会計においても全会計ベースでも市債の発行額が元金償還額を大きく上回り、プライマリーバランスが赤字になる見込みです。後年度に100%交付税措置される臨時財政対策債が発行されなくなったため、起債に占める交付税算入割合が減っていくことや利率の上昇に伴う償還額の増加にも注意していく必要があります。また、旧そごう柏店の土地取得のための都市整備基金繰入れや公共施設整備基金、財政調整基金からの繰入れが目立ちます。これまで本市では財政調整基金を積み増し、来る財政難に備えてきましたが、既に残高の減少が始まっています。令和8年度末の残高は約106億円とされ、これは標準財政規模の11.3%に当たり、適正な目安とされる10%を上回りますが、歳出面で社会保障費のさらなる増加や公共施設の老朽化対策の負担が続き、財政調整基金は10年後に枯渇する推計です。さらに、今後急激な原油高と円安が同時に進行し、全ての事業の執行経費が上がることも想定され、その場合はさらなる基金の取崩しも予測されます。このような厳しい財政状況の中で公共施設の更新時期に伴う投資的事業の集中が今後も続き、これまで大規模にリノベーションしてきた近隣センターや学校の改修は防水外壁改修や内装改修などに限定したリフォームへと方針転換されました。複数館、複数校の改修を同時に進めるための転換でもありますが、改修の規模を縮小してもなお以前と同等のコストがかかることも聞いています。物価高や人件費上昇に伴うコストの増加をカバーできず、これまでと同じ水準の事業が継続できなくなっている点は心配ですが、そんな中でも近隣センターへのエレベーター設置など市民ニーズに応えていこうとする姿勢を高く評価します。大きな更新事業としては、引き続き市立柏病院の現地建て替え事業や北部クリーンセンター長寿命化事業、老朽管の更新、耐震化、学校給食施設の改修更新、公設市場再整備などが予定されています。特に（仮称）柏市こども・若者相談センターについては、いよいよ開設の年度となり、本市の児童福祉施策がより一層広く、深く進められることに期待します。教育、子供の分野では、小学校への校内フリースクール設置に取り組まれることをうれしく思います。不登校の子供の居場所を広げること、加えて保護者の不登校離職防止、学習の保障という観点からも非常に重要な取組です。一方で、学校ではない居場所や親同士のピアサポートの必要性、重要性を再認識し、民間フリースクールや親の会についても連携を深め、情報発信していくことを期待します。誰もが学び続けられるまちを目指し、教育支援員、医療的ケア看護師の配置を広げることも高く評価します。また、次年度はかしわパブリックエネルギー株式会社からの電力供給が始まる見込みであり、清掃工場のごみ焼却に伴って発電される電力の売電収入が予算案に計上されています。今年度は本市からの出資金もありますが、次年度以降は独立採算での運営となる見込みです。今後庁舎や学校など多くの公共施設へ電力を供給する予定であり、進捗が楽しみです。また、市民要望の大きい（仮称）柏の葉近隣センター整備や図書館再編、公園トイレの改修、柏たなか駅のエスカレーター設置などが進められることを高く評価します。これから計画される事業においては、ワークショップ

プやアンケートなどでより丁寧に市民の声を反映していくことを求めます。一方で、市民要望に寄り添っていない事業、市民の懸念を無視して進められている事業もあります。柏中学校区義務教育学校計画では、設計が進んだ現段階においてようやく3校の児童生徒の意見を聞くとしています。想定される児童数より大幅に少ない人数の子供がゆったりと校舎内を行き交う動画が公開されるなど、相変わらず計画のよい面しか見せようとしないう姿勢に問題を感じます。子供たちは、大人が思うよりずっと多くを感じ、考え、意見を言うことができます。これまで議会で指摘されてきた数多くの問題点について子供たち自身が議論し、意見を言うことができる場の創設を求めます。また、アフタースクール事業については、柏市議会が全会一致で採択した無料または低額で利用できる居場所型放課後子ども教室を求める請願の趣旨にのっとり、利用料を見直すべきです。また、4月から定期接種となるRSウイルスワクチンは、厚労省の厚生科学審議会に重篤な副反応疑い報告として早産や胎児死亡が報告されていますが、その発生頻度がワクチン未接種の場合と大きく変わらないという理由で接種に重大な懸念は認められないと判断されています。しかし、日本のワクチンには医療機関や製造販売業者からの報告を原則とする副反応報告制度しかありません。WHOが推奨し、世界の主流である患者、被害者からの直接報告制度ではないため、患者にしか分からない体調不良が見過ごされたり、医師の独断で報告が止められたりしてしまふことがあります。必然的に厚労省に届く副反応疑い報告は、医療機関や製造業者がワクチン接種との関連を否定できないような事例が多くなります。一つ一つの情報が決して軽んじてならない重大な報告です。予防接種事業は自治事務であり、対象者への情報提供の内容は本市に決定権があります。早産や胎児死亡といった重大な副反応疑い報告があることを知らないまま妊婦が摂取することがないように、リスク周知を重視した情報提供を行うことを求めます。また、下総基地周辺のPFAS汚染への対応は、地域住人に寄り添った内容とは言えません。PFASが高濃度に検出された井戸水を飲んできた住民に対し、公費での血中濃度検査を求めても病気との関係が解明されていない、疫学研究のための調査も該当人数が少ないという理由で本市は拒んできました。知見は、積み重なり進むものです。現段階で評価できなくとも人体への影響が解明されるために、そして解明されたそのときに住民が不利益を被らないために今検査をし、検査結果を積み上げる必要があるんです。しかも、浄水器等設置補助金は、想定より利用が少なかったとして、今年度予算に大幅な減額補正が計上された上、次年度予算は僅かしか確保されませんでした。利用が少なかった理由は、補助金の制度設計に時間がかかり、その間に自分で水道を引いたり、浄水器等を設置したりした住人がいたこと、浄水器設置後の申請が認められていないこと、給水管の引込み工事には助成がされないこと、敷地に隣接する道路に上水道管が布設されている場合、ウォーターサーバーの半年間の利用料しか選択肢がないことなど、非常に使いづらい制度設計の補助金だったからではないでしょうか。まずは、把握していない住民の現在の状況を調査し、国の施設を原因とする公害によってある日突然井戸水を奪われた住民に対してもっと寄り添った対応を行うことを求めます。行政職員の使命は、公共の福祉の増進と住民の安全、健康の確保です。全体としては評価できる事業が多いため賛成票を投じますが、本会議や委員会で強く指摘された点を着実に改善することを求め、令和8年度柏市一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（坂巻重男君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） まず、第3区分の議案第3号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成30人、反対3人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第4区分の議案第5号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成30人、反対3人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第5区分の議案第16号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成28人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第6区分の議案第1号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成27人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第7区分の議案第11号について採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成27人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第8区分の議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成27人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第9区分の議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成27人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第10区分の議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成27人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第11区分の議案第34号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成27人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第12区分の議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成25人、反対8人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第13区分の議案第35号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成24人、反対9人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第14区分の議案第38号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成24人、反対9人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第15区分の議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成24人、反対9人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第16区分の議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成23人、反対10人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第17区分の議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成22人、反対11人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、請願を議題といたします。

請願46号の主旨4について、健康福祉委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。
塚本健康福祉委員長。

〔健康福祉委員会委員長 塚本竜太郎君登壇〕

○健康福祉委員会委員長（塚本竜太郎君） 健康福祉委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願46号、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（P F A S）汚染から柏市民の命、健康を守るために対策を求めることについての主旨4を議題といたしました。委員から、血中濃度検査については健康被害を判断できる医学的な基準がないということであるが、これに関してどのような評価をしているかとの質疑があり、当局から、現時点では日本ではまだ血液検査時の判断の基準値が示されておらず、何もない状況のため、検査をした場合は海外の参考値で判断するというに多くはなっているとの答弁がありました。また、委員から、不安解消のための事業として浄水器の助成については踏み出したにもかかわらず、血中濃度検査については実施しないのはどういった考えかとの質疑があり、当局から、これから摂取するものを防げば血中の濃度は下がっていくことは分かっているため、対策として浄水器の補助が一つある。健康被害については基準値が示されておらず、どういう治療ができるか、また現在は健康上問題なくとも将来どういった健康被害が出てくるのかということも研究されていない。何もできないのに検査だけを実施することはかえって市民の不安となり、混乱させてしまうことが懸念されるとの答弁がありました。採決の結果、請願46号の主旨4は賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 請願44号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

〔教育子供委員会委員長 小松幸子君登壇〕

○教育子供委員会委員長（小松幸子君） 教育子供委員会に付託されました請願につきまして、

その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願44号、子供たちのよりよい教育環境を求めることについてを議題といたしました。委員から、請願の内容は説明会を開催してほしいという要望の強いものと考えているが、教育委員会はどのように捉えているのかとの質疑があり、当局から、説明会や意見交換会は出前講座型のものに限らず、オンラインや市から呼びかける形で何十回も繰り返し行ってきた。また、平場での議論という意味で地域協議会を各3校の学校運営協議会のメンバーに集まっていたいただき、学校統合の在り方や義務教育学校についてゼロベースから議論していただいて、ここまで2年かけてきている。これからも積極的に周知や意見交換を繰り返しながら、そこで出たものを学校の運営につなげていきたいと考えている。柏中学校区の義務教育学校設置に関しての説明会を全市的に行うというよりは、まず地域の学校の皆様に御理解いただき、御議論いただくというのがスタートだと考えているとの答弁がありました。また、委員から、子供たちの意見を吸い上げることができていないように思える。直接会わないまでもアンケートなどのアプローチが必要と考えるが、どうかとの質疑があり、当局から、この3月に旭東小、柏一小、柏中学校の全学年の児童生徒に直接義務教育学校の特徴などを伝えている。そこで感じたことについて不安なこと、楽しみなことなど自由意見を募るアンケートを実施した。集計は完了していないが、結果から見えてきたものは今後の展開にきちんと織り込んでいきたいとの答弁がありました。また、委員から、一小を現地建て替えした場合、一小のみを柏中に移転させた場合、現在の計画である義務教育学校をつくる場合、それぞれの試算はどの質疑があり、当局から、令和4年度の試算にはなるが、一小現地建て替えの場合は約73億円、一小を柏中に移転させた場合は約77億円、また義務教育学校をつくる場合は令和6年の試算においては約90億円となっているとの答弁がありました。採決の結果、請願44号の主旨1は可否同数で、委員長裁決により不採択すべきものと、請願44号の主旨2は賛成少数で不採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 請願45号、46号の主旨1から主旨3までについて、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

〔建設経済環境委員会委員長 福元 愛君登壇〕

○建設経済環境委員会委員長（福元 愛君） 建設経済環境委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願45号、「柏にゆかりのあるお酒」で商業の街・柏のにぎわいを取り戻すことについてを議題といたしました。委員から、柏にゆかりのあるお酒と思われるものは市内にどの程度あるかとの質疑があり、当局から、手賀沼オータムバルに出店いただいているものをはじめ、10銘柄程度あると認識しているとの答弁がありました。また、委員から、ウイスキーなども含めた地元産品を生かし、柏のバー文化やまちの魅力を観光やインバウンドの視点で捉え直すことは有効であり、そうした取組を進める観点から本請願には賛成したいとの意見がありました。採決の結果、請願45号の主旨1及び主旨2は全会一致でいずれも採択すべきものと決しました。

次に、請願46号、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）汚染から柏市民の命、健康を守るために対策を求めることについての主旨1から主旨3を議題といたしました。委員から、主旨3に関連して浄水器設置補助の来年度予算が大幅に減少している理由は何かとの質疑があり、当局から、浄水器設置補助の予算は令和6、7年度の申請実績が多くないことを踏まえて計上している。この制度は、市内全域でPFASに限らず地下水の汚染が確認され

た世帯が対象であり、今後申請が増えた場合は状況に応じて予算の見直しを検討していくとの答弁がありました。また、委員から、住民がその後どのような対応を取ったのか把握できていない点が大きな課題であり、環境部だけでなく、上下水道局も含めて実態を調査、把握すべきである。また、現行の浄水器設置補助は制度設計に課題があり、利用が進んでいない要因となっているため、改善が必要であると考えます。その上で本請願には賛成したいとの意見がありました。採決の結果、請願46号の主旨1及び2は全会一致で、主旨3は賛成多数でいずれも採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時15分休憩

○

午後 3時25分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 続いて、討論を許します。

請願44号について、矢澤英雄さん。

〔1番 矢澤英雄君登壇〕

○1番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、請願44号について全ての議員の皆さんの採択を求めて討論を行います。

請願44号は、子供たちへのよりよい教育環境を求めることについて、柏中学校区義務教育学校設置計画について市主催の市民に向けた説明会開催と柏第一小学校と旭東小学校の存続を求めるものです。今議会で教育委員会は戦後ずっと続いてきた6・3制がここにきて大きなひずみが出ている。20年後、30年後を見据えたよりよい教育はどうあるべきか、教育委員会が市長部局と一緒に考える大きな仕事だという考えを示しました。戦後教育を大きく変えるような事業が小中一貫教育であり、施設一体型義務教育学校であるならば今回建設を予定している柏中学校区だけでなく、全市民に市主催で説明会、意見を聞く会などを開くのは当然ではないでしょうか。教育委員会は説明をしていると言いますが、まずスタートから問題がありました。2023年9月議会でそれまで市民や議会へ一切の説明もせずに、市長の施政方針の中で柏中学校、旭東小学校、柏一小、これを統廃合して、義務教育学校をつくるという宣言を行いました。これは、決定事項として各学校や地域に知らされました。多くの疑問や反対の意見がある中、次年度にはもう設計予算を組むというところ、そういう対応をいたしました。このような進め方に対して批判があっても市、教育委員会はこの進め方について反省はしていません。判断して決めるのは市の執行部、その上で意見は聞くという姿勢ではなく、市民の声で行政を進める市政であるなら、政策決定も含め請願者が求める全市民を対象とした市主催の説明会は開かれて当然だと考えます。主旨2の柏第一小学校と旭東小の存続ですが、もともと柏一小の建て替え問題に関わって出てきた義務教育学校構想です。旭東小学校は、何ら関わりはありませんでした。学校規模も落ち着いて学べる規模で、廃校にされなければならない理由は何らあり

ませんでした。地域でも学校があるから、様々な行事で交流ができています。超マンモス校になることが明らかな義務教育学校構想は、市民の声を丁寧に聞き、一から見直すことが必要です。全ての議員の皆さんの採択を求めて、討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、請願46号について、田口康博さん。

〔2番 田口康博君登壇〕

○2番（田口康博君） 日本共産党の田口康博です。会派を代表して、PFAS汚染に苦しむ藤ヶ谷地区住民などから出された請願第46号、有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）汚染から柏市民の命、健康を守るために対策を求めることについての主旨全てについて賛成の立場を明確にし、全ての議員の皆さんに賛同していただけますよう討論を行います。

今この柏市にPFAS汚染で苦しんでいる人がいます。想像してほしいと思います。飲み水として使っていた井戸水がPFASに汚染され、PFASが自分自身の体の中に取り込まれていることを。検出されたPFASは、PFOSとPFOAです。国連の機関の一つに国際がん研究機関IARCがあります。柏市にも所在する国立研究開発法人国立がん研究センターは、IARCから世界的ながん登録の推進のために新たに設置したコラボレーティングセンターに世界で初めて指定を受け、協力強化に向けた覚書も締結している関係にあります。そのIARCは、PFOSが人に対して発がん性がある可能性があるグループ2B、PFOAが人に対して発がん性があるグループ1と分類しています。これらが体の中に既に取り込まれているとしたら、不安でたまらないのではないのでしょうか。日本におけるPFAS汚染研究の第一人者である京都府立大学の原田浩二教授は、これまで行われてきたPFAS汚染と健康影響の研究について次のように述べています。一番有名なデータは、1990年代にアメリカの化学メーカーであるデュポン社の工場があった汚染事例において、地域の住民7万人ほどのPFAS摂取量と健康影響を調査したC8ヘルスプロジェクトの結果です。これはデュポン社の工場からの廃棄物によって土地が汚染され、190頭もの牛が病死したことに始まりました。ウエストバージニア州とオハイオ州の住民7万人は一大集団訴訟を起こし、裁判の結果、住民側が和解による損害賠償を勝ち取り、和解金の支払いと住民の健康調査を行うことになりました。その結果、次のことが分かりました。動脈硬化にもつながる血液中のコレステロール値の高さや腎臓がん、精巣がん、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎、妊娠高血圧症との間に関連性が高いという結論が発表されました。また、母親の血液中PFAS濃度が高かった場合、生まれてきた子供の体重が低下する傾向にあると言われていました。アメリカやヨーロッパで行われた調査では、子供の免疫力に影響が出るとも言われており、ワクチンを打った後に血液中に抗体ができづらいという事例もあるようです。ほかにも肝臓への影響もあるという研究結果も出ていますということです。また、日本の環境省では、赤ちゃんが母親のおなかにいるときから定期的に健康状態を確認し、環境要因が子供たちの成長、発達にどのような影響を与えるのかを明らかにする大規模な疫学調査、エコチル調査を国内10万組の親子を対象に、2011年より実施しています。2024年9月、信州大学エコチル調査甲信ユニットセンターの野見山教授らの研究チームは、エコチル調査のデータを用い、妊娠中の母親の血中PFAS濃度と子供の染色体異常の関連の有無について調べました。その結果、母親の血中PFAS濃度が高いと子供の染色体異常の発生が多い傾向が見られました。2025年12月、千葉大学エコチル調査千葉ユニットセンターの山本講師らの研究チームは、エコチル調査のデータを用いて母親の妊娠中の血中PFAS濃度と生まれた子供の4歳までの体重、身長、BMIの成長パターンとの関連について解析しました。妊娠中の血中

P F A S 濃度が高い場合、出生時の身長は小さいが、その後ほぼ標準的な身長まで追いつくパターンに加え、ずっと身長が小さいパターンも起こりやすいことなどが示されました。柏市は、市民と生まれてくる赤ちゃんをこのようなリスクの下に置いておいてよいのでしょうか。2024年10月、スイスジュネーブで開かれた国連の女性差別撤廃委員会で、P F A S 汚染の被害を受けている沖縄の女性たちはP F A S が妊婦や胎児に健康被害を及ぼすおそれがある。日本政府が汚染源の特定や妊婦へのP F A S の血中濃度検査に背を向けるのは女性の人権侵害を放置していると強調し、日本政府への勧告にP F A S 問題を盛り込むように訴えました。その結果、審査の中で委員が日本政府にP F A S 問題を問いただし、国連の女性差別撤廃委員会による日本政府への勧告にP F A S 問題が盛り込まれました。これらのことから明らかなように、住民の命と健康を守るべき福祉の実施主体である柏市は、予防原則に基づき住民をP F A S 汚染から守る最大限の支援をすべき存在です。

主旨3、安全な水の提供と主旨4、健康不安に寄り添う具体的な対応が必要です。もちろんここに係る費用は主旨1、主旨2から最終的に原因者が支払うべきものですが、それが確定するまでの間は公共として基本的人権を守るべき柏市が役割を果たすべきです。中国古典の孟子には、人間は生まれつき善良な心を持っており、他者の不幸を見過ごせない心、四端が備わっているとあります。四端の一つ、惻隱の心とは、小さな子供が井戸に落ちそうなを見れば、どのような人であっても助けようとする心のことです。今主に藤ヶ谷地区の住民が全く自分自身の責任ではない公害によってP F A S 汚染による健康被害のリスクにさらされています。本議会で藤ヶ谷地区の住民からの聞き取りや広報など、これまでの柏市のP F A S 汚染への対応が極めて不十分であったことが明らかになりました。そのような状況であるからこそこの請願が出されたものとも捉えられますが、いずれにしても柏市のP F A S 汚染への対応には大幅な改善が必要です。私は、孟子が言うように人間の本質が善であることを信じ、柏市職員と議員の皆さんを信じます。なお、流山市にある東葛病院では、P F A S 外来が開設され、P F A S の血中濃度検査と健康相談が行われています。鎌ヶ谷市は、P F A S 汚染の井戸水を飲んできた住民に対し、その費用を賄うことができるP F A S 血中濃度検査補助を行っています。あとは柏市がいかに住民に寄り添うことができるか。この請願の採択の可否にかかっています。以上、請願第46号の主旨全てについて当初反対と想っていた議員の方にも惻隱の情を持って御賛同いただけますよう重ねてお願いを申し上げます。以上、賛成討論といたします。

○議長（坂巻重男君） 次に、請願46号の主旨4について、古川隆史さん。

〔35番 古川隆史君登壇〕

○35番（古川隆史君） 請願46号、主旨4について反対の立場から討論を行います。

これまでも我が会派としては、水質調査や飲料水対策など市民の皆様の健康を守る取組については会派で議論しながら賛同してまいりました。本請願の主旨が求める対応につきましては、現時点において直ちに賛成することは難しいとの結論に至りましたので、以下反対討論としての理由を述べます。

本会議及び委員会における今までの議論から、柏市の市当局が当該費用助成に対して積極的ではない理由は、科学的な評価基準が確立していないこと及び検査後の対応方法が確立していないことであると考えます。健康福祉委員会における市当局の答弁では、東京大学においてこの分野の知見を有する専門家に依頼したところ、柏市の事例では市独自で結果を得ることが難しいのではないかという返答を得たということでございます。柏市の考え方としては、行政が

特定の事業に対して費用助成するときは行政が責任を持ってその事業を推奨、促進することが基本であり、本件については血中濃度検査や健康相談にとどまらず、健康診断やその後のフォローを含めて継続的に対応するために専門性を含め、国全体での取組が必要であるという認識に立っていると理解をしております。我が会派も同様の考えでございます。健康福祉委員会において答弁があった岡山県吉備中央町は先行自治体として議論されるが多いため、改めて同自治体の取組を可能な限り調べました。吉備中央町では、町内にある1つの浄水場において2020年から3年間、国の暫定目標値を上回るフッ素化合物が検出されていたにもかかわらず、町が適切な対応を取っていかなかったことから、地域住民の皆様からすると3年もの間飲まなくてもよい水を飲んでしまったという行政に対する不信感が根底にあるとの報道に触れました。このような背景から一時的な水道水の飲用制限や主水源の切替えを行い、また当該浄水場の給水区域に住む約500世帯を対象に過去3年分の水道料金を返還したという経緯もあるようでございます。同町では、2024年11月から12月にかけて希望者に対して公費による血液検査を実施し、翌年1月に709名分の結果が公表されました。2027年度に第2回目の血液検査を実施する予定であるとのことでございます。町は、当初P F A Sが体内から排せつされる半減期は約2年から8年とされていることから、5年後の2029年度に再度血中濃度の検査を予定していましたが、住民要望を受けて2年間前倒しして、2027年度に実施する方向に変更したとのことでございます。吉備中央町における住民の皆様のお声をごく一部ではありますが、関係資料から拝見すると、健康不安や出産への影響、献血の可否など幅広い懸念が寄せられている一方で、現時点ではそれらの全てに対しては断定的な回答を示せる状況にはない現実が見てとれました。また、地元報道によると、昨年5月の暫定分析では浄水場の水を飲んだ1,150人と飲んでいない1,805人を比較したところ、病歴や肝機能の数値などに大きな差はなく、現段階では健康との関連は見られていないという途中経過が示されましたが、分析を実施した専門家御自身も結論には至らないとの見解を示しております。各自治体による主体的かつ先駆的な取組には敬意を表するものでありますが、終局的には国が一元的な枠組みを整備し、全国的に整合の取れた対応が図られることが肝要であると考えます。本来あるべき姿として、健康への影響の有無を明確に見極め、仮に問題がないのであればその旨を、また必要に応じて治療や経過観察の要否についても確かな根拠に基づいた判断をもつて的確に対応できる体制を整えることが望ましいと考えます。柏清風としては、様々な機会に対し、国に対してP F A Sに関して国内外の様々な情報が錯綜している中で毒性及び健康影響について知見を集約すること及び血液検査に基づく対応策を明らかにするよう強く要望してほしいと考えます。また、現在御不安を抱えている柏市の方々がたとえ市外へ転居されたとしても、居住地を問わず希望する方々には継続的な対応が可能になるよう国に働きかけていただきたいと存じます。地域の皆様から寄せられる御意見や御要望については、行政、地方自治体として判断できることと国や専門家でない判断できないことの2つがあると考えます。前者については引き続き積極的な対応、後者については国に対して強く要望することを求めます。市民の皆様が抱えておられる健康への御不安や御心配を重く受け止める思いに何ら変わりはありませんが、本来は国全体での統一的な対応が求められるところ、一自治体として責任を持って推奨し、継続的に支えていく枠組みが整っていない状況にありますので、本請願における費用助成については会派で議論した結果として賛成できないとの結論に至りました。引き続き国に対して必要な対応の確立を強く求めていくことが重要であると主張し、反対の討論といたします。

○議長（坂巻重男君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決いたします。

○議長（坂巻重男君） まず、第1区分の請願46号の主旨1を採決いたします。
委員長報告は採択であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第2区分の請願46号の主旨2を採決いたします。
委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第3区分の請願45号の主旨1、2を採決いたします。
委員長報告はいずれも採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成31人、反対2人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第4区分の請願46号、主旨4を採決いたします。
委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成20人、反対13人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第5区分の請願46号、主旨3を採決いたします。
委員長報告は採択であります。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成17人、反対16人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 第6区分の請願44号、主旨1を採決いたします。
委員長報告は不採択であります。
採択についてお諮りいたします。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成16人、反対17人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第7区分の請願44号、主旨2を採決いたします。
委員長報告は不採択であります。
採択についてお諮りいたします。
賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成10人、反対23人、よって本件は不採択と決しました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第3、議案第45号から第48号を議題といたします。
〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本4議案については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本4議案について一括して質疑を許します。松本寛道さん。

○28番（松本寛道君） では、議案第45号、監査委員、代表監査委員の選任についてです。市役所OBが監査委員に就くことの問題点が様々指摘されております。総務省の調査会でも指摘されているところです。監査の独立性を保つために市役所OBは就くべきじゃないという議論

についてどのように考えているのか、どのような問題があると考えているのか、お示してください。近隣では、市役所OBではない方をつけるところが多くなっております。横浜市では、大学教授が代表監査委員で、議選の監査委員のほかに公認会計士と弁護士です。町田市でも税理士と弁護士、そして足立区では国税庁の出身の方と税理士という形で、市役所OBが入らない形で監査委員を組んでいるという自治体が増えております。なぜこうしないのか、お示してください。財政部長以外にこうした外部の専門職を検討したのかどうか、何人候補がいたのか、なぜやめたのか、その点は明らかにしてください。また、内部の人材として財政部長以外の方で検討したのかどうか、それはどのように検討したのか、その点についてお示してください。

○議長（坂巻重男君） 答弁、染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） 御質問についてお答えさせていただきたいと思います。まず、独立性の部分についてですが、議員が言われるように、監査委員というのは地方自治法上独立している機関であるというところがございます。この中で各委員を選任するに当たりましては、議会の同意を得て選任した監査委員がついているということですから、罷免等もし必要という場合であれば、当然議会の同意を得なければならないということ、それらをもって地方自治法上では独立性は担保されているというような解釈の下、選任をしているところがございます。また、他の自治体の事例もお示しをいただきながら、職員じゃない職種にある方を監査委員としてなぜ選ばないのかという点でございますが、まず御存じのように監査委員自体が柏市の場合は4名で構成されているということの中で、民間から選任した1名の公認会計士の方、そして市民の代表であられる議員の方を2名配置をしているほか、柏市というか、市の制度、特に柏市の制度、または行政運営、行政の実務に精通している1名ということで、この4名をもって監査委員が合議によって監査を行っているという点で、今回提案している候補者を行政の運営、行政実務に精通しているという点で選任をさせていただいたところがございます。あと、選任するに当たって何人候補がいたのかという点でございますけれども、御存じのように自治法で規定されております人格が高潔でというようなことで、先ほどからお話ししている財政管理、または事務の管理等の行政運営に優れた人員をとということで、その点を重視しながら候補者を絞った中では、今回御提案している中山氏が適性がしっかりあるという点で今回御提案させていただいていますので、何人かがいて、誰かこの人だけを選んだという工程で選んでいる過程を踏んでいるわけではございません。以上です。

○議長（坂巻重男君） 松本寛道さん。

○28番（松本寛道君） 議会で議決をするのは当然のことです。その前に市役所内で監査委員の独立を保つために外部の人材を入れたほうがよいとか入れないほうがよいと、そういったことはどのように検討されたのか、お示してください。外部の人材を入れて監査の独立性を保つという点についての認識をお示してください。それから、他市の状況や総務省の議論を踏まえた上での話なのかどうか、お示してください。それから、今の話だと外部の人材も内部の人材を全く検討しなかったというように聞こえましたけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（坂巻重男君） 答弁、染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） まず、外部の人材を入れる点を検討しなかったのかというお話ですが、先ほどもお話をしましたように、4名という合議制で監査というのをやっている中で、外部という点では民間の監査委員として公認会計士を入れているという点で、その部分は要は行政出身者だけで構成されているわけではないということと、あとそれにプラスして、先ほど

と同じ答弁になりますけども、市民代表である議員の方が入っていただいている。そこに行政経験がある人間の4人で合議制を保っているという点で、外部を入れないということではなくて、既にもう外部の方が1人入っているという認識でございます。あと、他市の状況ということで、その辺はきちんと検討しなかったのかということ、千葉県内、4名の監査委員を置かれているところ、例えば千葉市、船橋市、松戸市、市川市、市原市などが調査の中では4名の方を置いているんですが、この中でどこの市も基本的には外部の方、識見のある方というところの部分においては税理士の方を入れたり、公認会計士を入れたり、弁護士を入れたりという方がまず1名いらっしゃるということ、そのほかについてはやはり市民の代表である市議会議員の方が2名入っているということ、そのほかとして先ほどから言っている行政関係の内容に精通しているという人間で、市職員OBという方がいいのか分かりませんが、市職員出身者を入れているということで、柏市もほぼ先ほど出ささせていただいた市町村と同じような構成でということで、それを参考にしながら今回の御提案もさせていただいているということです。また、外部、内部にこだわりという点では、何度も同じ御答弁であって大変申し訳ございませんけども、バランスの取れた人員を配置しているということで、先ほど言った各経験者、民間の方ということで検討をして、今回候補者を提出させていただいたということになります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 松本寛道さん。

○28番（松本寛道君） 市役所OBが入るということは、県内で常識的なようなところありますけれども、それが今変わりつつあります。完全に独立するためには市役所OBでない人が優れているということで、東京都内を中心に変わってきています。もし行政関係者を入れたいというのであれば、他市の出身の方のほうがよいです。そうすると、行政のこと分かりながら柏市から独立して見ていけるということはあると思います。いずれにしても、要は議会で認められているんだから、それをもって独立していることが担保されているというよく分からない言い方をされてきました。あとは私たちが認めるかどうかということが問われておりますので、さすがに賛成はできないと思いますので、ここは一度皆さんで突き返して、もう一回検討してもらおうとよいかと思っております。以上で終了です。

○議長（坂巻重男君） 末永康文さん。

○25番（末永康文君） 今の副市長の答弁は、全く答弁になっていません、誰が聞いたって。議会が認める云々というのは、おたくが出した資料でも地方自治法第196条の1項で監査委員を選任するというのは議会の同意が必要だって、こう言っているだけです、これは。それが全て保障されるようなこと言っていますけど、そういうことを松本君は聞いたんじゃないですよ。今他の市はどうなっているんだと。こうなっているよ、あるいは独立性が必要だよと。何も市の職員が、財政部長さんがもしなったら、財政部長さんの案件のところは監査できないわけでしょう。ということは、監査委員の任務を果たさないわけですよ。分かりますか、言っていることが。それはどこで言うかということ、地方自治法199条の2項で監査委員は自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟、姉妹の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については監査することができないって書いてあるんですよ。これは地方自治法で言っている。ということは、財政部長がほとんど柏市の財政のことをやって監査をしますよといったら、監査局行ったら、ただ関係するところについては監査できないという人なんですよ。分かりますか。そういう人を何で任命する

んですかって言っているんですよ。だから、仮にどうしてもしたいんだったら、付度してしたいんだったら、1年間休憩させて、高橋監査委員を1年間延長して、そして中山さんですか、その方を1年後にやるというんだったら、私は百歩譲ってよかろうと思います、それは。だけど、じゃ高橋さんはどうだったんだって。私も監査委員2回やりましたけど、いつもそう思っていたんです、役所の人間どうなのかなって、それは。だけど、精通しているというから、それは分らんことはないですよ。それは分らんことない。だけど、私は総務部長がやるというんだったら分かりますよ。あるいは、経済産業部長が、副市長が監査委員になるというんであったら分かります。だけど、自分の案件やったやつを、調べたやつを監査するんだと。だけど、それは監査できないから、そこはちょっと1年間ぼいしちゃって、ほかのところやると。これ柏市役所は特に夫婦の方が多いから、中山さんは夫婦いるかどうか分かりませんが、199条の2項については奥さんがもしどこかにいたらやりたいところがやれないんです、監査。そういうことは、やっぱりやっちゃいけませんよ。そういうところについてはどのように議論されたんでしょうか。選任について手っ取り早いからやったのか、あるいは選任会議を公平な場所でやったのか、それとも付度されて、副市長が特段決めたのか、そこら辺ちょっと明らかにしてください。

○議長（坂巻重男君） 染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） 地方自治法の199条の2に関する御質問であるというふうに受け止めておりますけども、確かに財政部長として携わった業務の部分、特に自分が責任を持って事業を執行する財政部に関する予算執行でしたり、事業の執行については監査という部分では監査することがこの法律に基づくとできませんので、監査委員の中でお話をいただいて、想定されるのは除斥という形で残りの3名の方で監査をしていただくということになるというふうに考えております。また、ただほかの部については、財政部長としてのこれまでのスキルでしたり、行政運営でのスキルの部分を発揮をしていただいて、しっかり監査をしていただける人間であるということと提案をさせていただいているということです。そして、もう一つ、監査委員を決めるに当たって何かオフィシャルに会議を開いてやったのかという点ですけども、その点については候補者を、先ほどからお話をしているように、監査委員としてこういう人間が必要であるというのを先ほどお話をさせていただきましたけども、まず市の財務、財政に精通している、または行政運営に精通しているということ、また市の事務事業、当たり前のことですけども、法令に違反しないで行っているかというチェックする機能を監査委員は持っていますので、その部分をしっかり理解して、できる人間ということを候補者として絞り込んでいった中で、今回御提案をさせていただいている中山氏にたどり着いておりますので、何か会議をして、誰これという候補の中で選んだりということではございません。以上です。

○議長（坂巻重男君） 末永康文さん。

○25番（末永康文君） 答弁になっていないんです、それはね。私聞いたのは、自治法まで出して、199条の2項まで出して、監査できない人でしょうって。だから、それを避けるために1年後にするとか含めて、そこまでごり押ししなきゃいけない理由は何なのかって言っているんですよ。その答えが出ていないので、議会もちょっと考えましょうよ。こういうのは、認めちゃ駄目ですよ。やっぱりみんなここはどうしても行政に付度したい人は押さない。そして、どうしてもならない人は退場する。これは、やっぱりこういうことを決めちゃ駄目ですよ。時代がうんと変わっちゃって、大きく変わって、時代が透明性や、あるいは物があらゆるところで、

SNSの中で交わしている状況ですよ。だから、そういう面では柏市は透明性があって、監査をきちっと独立してやっているんだよ。先ほど松本君がいろいろ言いましたよね。そういうことちゃんとやっているんだよということ示すためには、この自治法199条の2項でも言っているです、ちゃんと。今副市長が言ったように、財政部長は関係する契約やいろんなものについては監査できない。そういう完全に監査できない人をどうして選ぶんですかって聞いているんですよ。何か付度あったんですかって聞いているんですよ。だから、そういう人を選んじやいけません。どうしても選びたいんだったら、1年間休ませて選ぶか、何で去年の暮れでもいいから、財政部長を総務部長にして、総務部長を財政部長に替えて、何とか乗り越えろとかいうこと考えなかったんでしょうか。この自治法199条の2項に違反してまでもどうしてもやりたいんでしょうか。だったら、私は認められません、こんなのは。そういうことやっちゃいけない。だから、私が先ほど言ったように、高橋監査委員には御苦労ですけども、もう辞めると決めたから、人間なかなかもう一回、再度というのはねじ巻くというのは難しいですけど、1年間延長していただいて、ここは来年にもう一回出すというふうにされたらいかがでしょうか。そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（坂巻重男君） 染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） 先ほどからお話に出ております地方自治法の199条の2ですけども、この中に、先ほど議員がしっかりと内容をお読みいただきましたけども、監査することができない内容という部分においては、今回の監査委員が従事する業務に直接の利害関係がある事件については監査することができないということになりますので、その部分の解釈として先ほど御説明をさせていただいた財政部長であったということで、財政部に関する予算執行、事業については監査をできないという形で、監査委員の中で処理していただくことになるというふうにご答弁をさせていただきました。あと、何が何でもこの人間を、候補者を監査委員にしなければいけない何かがあるのかということですけども、これは先ほどからお話をさせていただいていますように、今回の候補者が今まで三十何年市の行政マンとして財政課、健全財政に関する契約の適正な執行及び財政運営、それと行政運営にしっかりと精通された経験を持ってきたというところをもって彼にぜひやっていただきたいということで提案をさせていただいております。以上です。

○議長（坂巻重男君） 末永康文さん。

○25番（末永康文君） これで終わるんであれですけど、そういうふうにするんじゃなくて、やっぱり前向きに変えましょうという姿勢が必要です。約2,000億近い予算を扱う、そして事業やった関係するところというのは、財政部長がやったのは契約関係だとか事業やった、何々の橋を造ったとか道路造ったとかいろんな事業ありますよね。そういう主立った事業については監査をできないと、本人が、代表監査委員でありながら。できないと今言ったでしょう。できないわけですよ。だから、今の監査委員も4年前にはやっぱりそういうふうにしてこなかったようですよ。その前もずっとやっている中で、そういうのはもう改めましょうよって聞いているんですよ。だから、今回出し直して、そんな時間かからねえんだから、それは1年間延長していただいて、1年後に出されたらどうですかと私聞いた。その答えは何も言わないで、ごり押ししようとしていますよね。それは認められません、そんなことは。我々議員にも、このことを分かる人も、分からない人も、丁寧に説明する必要があります、もうちょっと、これは、条文とか含めて。ですから、何で監査があるのかということも含めてもっと

丁寧の説明しなきゃいけませんよね。そこに財政部長が即居座るということは、普通考えたらできませんよね。そう思いませんか、副市長さん。だから、私はここはやっぱりもう一回出し直していただいて、財政部長がやるというのは、そういうシステムをつくるのは、毎回やっているのは透明性も欠けるし、認めることはできないので、ぜひこれ改めていただきたいんですけど、副市長、どうですか。

○議長（坂巻重男君） 染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） すみません。私の御説明が1点きちんと伝わっていない部分もごさいますけども、契約行為その他という部分については発注元の部長が執行責任者になりますので、私が御答弁させていただいたのは、課の数ちょっと忘れてしまいましたが、財政部内にある各課が予算執行する場合には財政部長が当然責任を持って行いますし、事業執行についても財政部内で行っているものについては監査する、執行自体に責任がございまして、監査するという部分については除斥等の対応をしていただくことになるという意味であって、財政部長が所管する契約とか、そういうものについても監査ができないという御説明ではないということ御説明をさせていただきました。そして、監査委員のなぜ今回の候補者なのかという部分の御説明が丁寧ではないという御指摘についてですけども、一番最初のところでちょっとお話をしましたけども、地方自治法の196条の第1項のところに人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理事業、管理経営、その他行政運営に関して優れた識見を有する者という部分を、行政経験者である今回の候補者はその部分についてしっかりと理解がされているという部分も含めて今回候補者として提出をさせていただいたということになります。以上です。

○議長（坂巻重男君） ほかに。北村和之さん。

○8番（北村和之君） では、質問予定はなかったんですけども、我々柏エナジーで別に反対をしようと思っているわけではないんですけど、今のところ賛成というところで考えているんですが、やっぱり独自性だったり、客観性というワード出てきましたけども、なぜ独立性などが必要なのかなというところをもう一度考えたほうがいいかなと私は思いますし、我々36人の議員は行政をチェックする役目もある中で、4年間の中で選挙というところでチェックされる側でもあると。独立性がなぜ必要なのかというのは、やっぱり問われているんだろうと。そういう意味で監査の客観性や独自性に疑義が生じるとは考えませんかというのはお尋ねしたいところです。あわせて、独立性はなぜ必要なのかということもお聞きしたいです。やはり自己監査ということは原則としてはどうなんだろうと。原則的には自己監査ってやっぱり望ましいものではないとは思いますが、行政としてどういうふうに考えていくかというのはお聞きしたいと思います。あと、例えば中山部長が監査委員になったときに、当時の判断が妥当だったかというふうに言われたときに妥当ではなかったとは言えないです、どうしてもね。その中でちょっと副市長、先ほどお話で直接利害関係あるかないかという、そこを見ていくと。それをどういうふうに利害関係あったかどうか判断していくのかって考えたときに結構難しいなと思うんですよね。財政部だけの関わる場所というような趣旨のお話ありましたが、柏市の全ての政策、事業実施には財政が関わっているわけで、いろんな判断も関わってくるわけなんですよね。だから、それをどういうふうに切り分けて考えられるのか、利害関係があったかないのかというのを考えていくか。決して私は議案自体は、中山部長や今の高橋監査も大変見識があって、高潔で、人格者でもあられる、それはそうなんです。ただ、今申し上げたとおり、そういう問題意識を持っておりますので、お答えいただければ幸いです。

○議長（坂巻重男君） 染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） 独立性の機関ということになりますけども、この監査委員そのものが市の職員、または行政職のみで構成されているということであれば、そのようなことのお考えというのもあるとは思いますが、先ほどからお話をしているように、民間の方ということで公認会計士の方が入っているということ、そして市民の代表者ということで議員の方が入られているということ、そして今回提案をさせていただいている行政関係ということで、様々な立場の経歴の委員が選任されることで、それぞれの持たれている見識であったり、それぞれのスキルであったりという幅広い観点から意見が出されて、その結果効率的な市政運営に向けた監査が行われていくというふうに考えております。なので、そういう意味では市職員だった今回の提案をさせていただいている候補者と民間の方、そして議員の方ということで、その方々が話をした中で合議制で監査の内容がしっかりされていくという認識ですので、その部分についてはこの候補者で問題はないというふうに考えているということ、そして利害関係をどう整理するのかということですが、すみません、私の御説明が、何度もしているんですが、分かりづらいのかもしれませんが、財政部長として財政部が持っている予算を執行する部の最高責任者は部長になりますので、財政部長として、財政部としてほかの部の予算をどうのこうのという業務のことではなくて、財政部自体の予算執行、または事務の推進等を行うことの判断の部分については当然、先ほどもちょっと議員のほうからもありましたけど、自分の判断がどうだったかということで利害関係が発生するので、財政部として行っているものというところでしっかりと線を引いて切り分けるというふうな考えでおります。以上です。

○議長（坂巻重男君） 北村和之さん。

○8番（北村和之君） 財政部としてのというのは分かるんですけども、そこは分かりました。ただ、予算要求にしてもいろんな事業にしてもやっぱり財政部って当然関わってきているわけで、そこをどういうふうに見ていくのかなと。もちろん財政部としての事業だったり、いろんな考え方、そのトップにいたのが部長であったと。ただ、ほかの部分でもやっぱり当然関わってくるという認識なんですよね。例えば予算要求にしてもいろんな事業にしても最終的に財政部長というのは目を通したりとか、考え方聞いたりとか、決裁もしたりするかもしれない。そういう意味では関わるという認識なんですけども、ただそこが利害関係あるのかないのかというのをぱっと切り分けて考えられるのかなと。すみません。私の言っていることがもしかして違ったらちょっと御指摘いただきたいんですけども、だからある意味柏市の全ての政策に関わっている方だったということじゃないですか、財政部長って。違うかな。分かんないけど。だから、そういうところで利害関係があるんじゃないかって私は申し上げたんですけど、財政部は財政部だけなので、ほかの部分関係ないという理解で考えてしまっているんですかね。あと、監査は役職定年を迎えた方が就かれるというような、何かそんな先例というか、慣習というか、そういうふうになってしまうのもあんまりどうなのかなと。それはいいとして、ちょっと利害関係のところがいまいちよく分からなかったんですけども、どうなんですかね。やっぱり自己監査で自ら関与した行政判断や事務執行を自分で監査するということは、普通にそれをシンプルに考えたときはちょっとなかなか厳しいんじゃないかなと。ほかに監査委員3名いらっしゃって、その3名でフォローしていったり、担当していくというのは分かるんですけども、議案として、さっき話ありましたけど、役職定年を迎えて直ちに監査に行くというのはもうちょっといとまがあってもいいのかななんて思ったりもするんですけども、賛成はしますけども……

○議長（坂巻重男君） 長いな。北村さん、まとめてください。

○8番（北村和之君） じゃ、シンプルにちょっと利害関係、財政部の部長だったから財政部の部分だけは関係あるけど、ほかはないという理解でよろしいんですね。

○議長（坂巻重男君） 答弁、染谷副市長。

○副市長（染谷康則君） 私から御答弁させていただいたのはその部分でありますし、先ほど言った利害関係がある部分については監査する上では監査委員の中でしっかり協議をしていたで、決めていただくことになると思いますけども、除斥というようにお話を私も先走ってしてしまいましたが、そのような対応も一つの対応として監査委員の中で協議がされていくことになるというふうな御説明のつもりでお話をさせていただいています。また、職員から選任するという含めて、職員からなること自体が利害関係があるというような御指摘で御質問されているということではあるんですけども、職員から選ぶこと自体は当然それは柏市のOBであろうが柏市以外の市のOB、職員であったということであったとしても、それは監査委員として選任を御提案すること自体は問題がないということです。特に私が御説明して、先ほど北村議員のほうからお話をされていましたが、財政部という部長として所管して事務を執行する、それは柏市全体の中で財政部が持つ予算を執行するという部分で当然判断をするということになるので、御理解いただいているように財政部の中にある各部署が予算執行する、事務を進めるといふところの部分については監査する対象としては駄目であるというような御理解で合っております。以上です。

○議長（坂巻重男君） ほかに。佐藤浩さん。

○15番（佐藤 浩君） まずもって、私はこの議案に反対するつもりはありません。そこで、ちょっとお伺いしたいんですけれど、まずこの議場にいらっしゃる現役の部長さん、理事さん、ここにいらっしゃる皆さんが4月1日からあなたはこちらですよということを我々が議決するというに何かすごく私は違和感を感じていたんですね。御存じのとおり、私別の自治体の議会も経験しておりますので、正確には覚えていないんですが、現役の部長さんとかがあしたから例えば今回のように監査委員というのは、あまり記憶がないんです。でも、前回柏であったというふうに聞きまして、じゃ私が忘れていた部分もあるんだなと思ったんですが、同時にその違和感は何だったのかなというのが今の質疑の中で聞いていて分かりまして、1年間自分が直接携わったことにはちょっと監査できないと。その部分が私を感じていた違和感なのかなと思ったのと、今御本人、これ除斥に当たるんですか、議場から席を外していらっしゃりませぬけど、除斥というの議決を持っている人間がやることだから、除斥とは言わないのかもしれませんが、ちょっとその部分で私が何でかなと思ってた疑問が解けたんですけれど、内部の方が、市役所OBが監査委員に加わることは私は賛成なんです。やっぱり内部のことよく知っている方が一人はいらっしゃったほうがいいと思います。人口25万以上の都市でしたら4名ですから、合議制でやっているんですから、全員が全員内部の人じゃそれはまずいんですけど、その中に柏市のOBで、よく内部のことを知っている方がいらっしゃる、このこと、私はいらっしゃったほうがいいというふうに逆に思っています。そこで、もう一つ申し上げるとしたら、今は地方自治法が改正されまして、議会選出の監査委員というのは置かなくてもいいようになっていますよね。実際議会選出の監査委員を置いていない自治体も多々ございます。ですから、我々はもともと議員は、議会側の人間はチェック機能を持っているわけですよ。こうやって質問もできます。常任委員会でも質問もできます。その人間がまた監査委員になって、そこで

チェックするののかということ、それよりもっと外部の人を入れるとか、あるいは市役所OBの方をもう一人入れるとか何か考えて、我々チェック機能をもともと持っている人間が監査委員に入るより、また別の方法もちょっと検討していただきたいなど。今回の議案と関係ないんで、これは質問ではないんですが、そういう方法もありますので、そのことも考えていただきたいということをお願いいたしまして、終わりしたいと思います。

○議長（坂巻重男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本4議案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） まず、議案第45号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成23人、反対10人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第46号について採決いたします。

呑田三佐子さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色のボタンを、反対の方は赤色のボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君） 議案第47号について採決いたします。

市岡武さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色のボタンを、反対の方は赤色のボタンを押してください。

〔投 票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第48号について採決いたします。
高橋裕馬さんを推薦することに対する意見は異議なしとするに賛成の方は青色のボタンを、反対の方は赤色のボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって意見は異議なしとすることに決しました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第4、議案第49号を議題とします。
〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） 提案理由の説明を求めます。副市長染谷康則さん。
〔副市長 染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君） ただいま議題となりました議案第49号、財産の処分について、提案理由を御説明申し上げます。

議案第49号は、GIGAスクール用タブレット端末機器であるクロームブック等を3,795万円をもってジット株式会社に売り払おうとするものでございます。この議案は、児童生徒用のGIGAスクール用タブレット端末機のクロームブックを売却するため、その見積合わせを令和8年3月11日に実施したところ、想定していた設計額を大幅に上回り、契約を締結するに当たり議会の議決を要するものとなったことから、追加にて議案を提出させていただいたものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（坂巻重男君） 本案について質疑を許します。質疑は3問制で行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） なければ、以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） これより採決を行います。

○議長（坂巻重男君） 議案第49号について採決いたします。
賛成、反対ボタンを押してください。

[投票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第5、委員会提出議案第2号を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） 提出者に趣旨説明を求めます。円谷議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 円谷憲人君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷憲人君） ただいま議題となりました委員会提出議案第2号についての趣旨説明をいたします。

議案第2号は、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

案文につきましては、会議システム内のデータのとおりであります。何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（坂巻重男君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） これより採決いたします。

○議長（坂巻重男君） 委員会提出議案第2号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成33人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第6、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） 各委員長より、会議システム内のデータのとおり、所管に関する事務の閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 以上をもって今期定例会に付議されました事件等は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長に挨拶を許します。市長太田和美さん。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 令和8年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

2月25日から28日間にわたり、各案件について御審議をいただき、ここに全日程を終えることができました。厚く御礼を申し上げます。審議の過程において皆様からいただいた御意見、御要望等につきましては十分検討し、業務の執行に当たってまいります。なお、現在国会に地方税法等の一部を改正する法律案が提出されております。今後この法案が成立いたしますと軽自動車税に係る環境性能割の廃止やグリーン化特例の適用期限延長等の規定が令和8年4月1日より施行されます。このことに伴い、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する必要がある、急を要しますので、専決処分により措置させていただきたいと存じます。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、日ごとに暖かさを感じられる季節となり、議員の皆様には御多忙のことと存じますが、健康に十分留意され、市政の運営に一層御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 去る2月25日から本日までの各位の御労苦と御協力に対し、深甚なる謝意を申し上げます。

これにて柏市議会令和8年第1回定例会を閉会いたします。

午後 4時36分閉会